

平成21年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成21年10月28日

筑西広域市町村圏事務組合

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (10月28日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
一般質問	6
施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について	36
議案第14号の上程、説明、質疑、採決	37
議案第15号の上程、説明、質疑、採決	46
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	47
閉会中の継続審査の申し出について	58
閉 会	58

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成21年10月28日(水) 午前10時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について
- 日程第 4 議案第14号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第15号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 認定第 1号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定
について
- 日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	小高友徳君	2番	皆川光吉君
3番	百目鬼晋君	4番	真次洋行君
5番	仁平正巳君	7番	稲葉里子君
8番	中条美智子君	9番	高田重雄君
10番	橋本位知朗君	11番	林悦子君
12番	新井利平君	13番	榎戸甲子夫君
14番	秋山恵一君	15番	片平忠行君
16番	山口明君	17番	鈴木聡君
18番	金子健二君	19番	大木作次君
20番	中田文雄君		

欠席議員（1名）

6番	水柿一俊君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	吉澤範夫君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	常任幹事	大越洋一君
常任幹事	永山公美君	常任幹事	飯寫洋一君
会計管理者	廣瀬信夫君	事務局長	櫻井篤君
事務局次長兼 総務課長	横田有司君	事務局 企画財政課長	小島徳幸君
筑西遊湯 館長兼 きぬ聖苑場長	赤野間敏雄君	県西総合公園 管理事務所長	氷鮑博君
次長兼環境 センター所長	近藤邦男君	消防本部長	大和田邦一君
消防本部長	鈴木啓一君	筑西地域職業 訓練センター 所長	井関幸雄君
老人福祉施設 等支配人	沼田重夫君	筑西市 秘書課長	新井善光君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務 課長補佐 兼グループ 総務係長	杉山雄一君
事務局総務課 総務グループ 主任	豊口勝昭君		

◎開会の宣告

○議長（榎戸甲子夫君） おはようございます。議長の榎戸でございます。

さきの臨時議会では、体調不良により欠席いたしました。皆様方のご推挙をいただき議長に就任できましたことを心から厚く御礼申し上げます。今後とも議員の皆様をはじめ、関係各位のご支援とご協力を賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

それではこれより、平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（榎戸甲子夫君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、6番、水柿一俊君1名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（榎戸甲子夫君） 初めに、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、5番、仁平正巳君、10番、橋本位知朗君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（榎戸甲子夫君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。

古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第135号

平成21年10月28日

組合議会議長 榎戸甲子夫 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

平成21年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため別添のとお

り送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第14号 財産の取得について

議案第15号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

認定第1号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

以上でございます。

○議長(榎戸甲子夫君) これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長(榎戸甲子夫君) 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る10月23日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山口 明君。

[議会運営委員長 山口 明君登壇]

○議会運営委員長(山口 明君) おはようございます。平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る10月23日、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告についてであります。

日程第4は、議案第14号 財産の取得についてであります。

日程第5は、議案第15号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)であります。

日程第6は、認定第1号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてであります。

日程第7は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、各議員の発言につきましては、一般質問は再々質問まで答弁を含め60分以内、質疑につきましては、再々質疑まで答弁を含め45分以内ということで決定いたしておりますので、議事の進行につきましては、皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長(榎戸甲子夫君) 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

◎会期の決定

○議長（榎戸甲子夫君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（榎戸甲子夫君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところ貴重なお時間をちょうだいし、本定例会にご出席を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

初めに、過日の桜川市長選挙におきまして、再選の榮に浴されました中田市長さんには心からお祝いを申し上げる次第でございます。引き続き圏域の発展にご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今日、国をはじめ地方自治体にあつては、非常に厳しい財政状況でございます。そのような中で当組合といたしましても、管理費、修繕費などあらゆる経費を切り詰め、構成3市の分賦金の削減を図っていくことが重要との認識に立ち、環境行政、消防行政をはじめとした組合各施設の管理運営を行うとともに、幅広い分野にわたって圏域住民の皆様のご要望にお応えすべく努力をいたしておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、当組合の事務事業について若干ご報告を申し上げます。

筑西遊湯館におきましては、6年が経過をし、大広間の畳の損傷が激しいため、全面的に改修を実施しているところでございます。

次に、県西総合公園につきましては、子供広場西側の修景地にお休み処デッキが完成し、7月に供用を開始いたしました。また、テニス、ターゲットバードゴルフ等の無料講座を実施して、公園の利用促進を図るとともに、圏域住民が安全で安心して利用できる公園運営を進めております。

次に、環境センターにつきましては、7月の臨時会におきまして、構成3市に溶融スラグのさらなる利用促進をお願いしているとの報告をいたしましたが、本年度新たに茨城県の2件の土木工事に溶融スラグ利用の試験施工が決定をしており、徐々にではありますが、県発注の工事にも利用が図られ

るものと考えております。

次に、消防についてでございますが、現在新型インフルエンザの流行が拡大をし、学級閉鎖や休校措置をとる施設も出ており、今後も救急需要の増加が見込まれます。また、消防職員の感染も想定されますが、火災や救助を支障なく継続できる体制を整備しており、いかなる事態でも適切な救急、消防サービスの提供ができるように努めてまいります。また、筑波メディカルセンター病院によるドクターカーの運用が決定され、当消防本部を含む近隣6消防本部との間で運用に関する協定書を締結いたしました。これにより、救命処置等の必要な救急患者が発生した現場に、医師、看護師が出場して医療行為を行うことができるため、圏域住民の救命率のさらなる向上が図れるものと期待をしているところでございます。

次に、筑西広域圏のさらなる一体化を図る目的で実施いたしております広域イベント「やっぺえ」は、今年度第11回の開催となります。既にご案内させていただいておりますが、来る11月22日の日曜日に開催をいたしますので、皆様方のご臨席よろしくお願いをいたします。

続きまして、今定例会の提出議案等についての概要を申し上げます。

議案第14号は、財産の取得についてでございます。これは消防職員の防火衣一式203組を購入する取得案件でございます。

議案第15号は、一般会計補正予算でございます。これは平成21年4月1日から桜川市の真壁地区と筑西市の協和地区のし尿搬入区域の入れかえに伴い、平成20年度決算のし尿処理施設歳入歳出差引額を清算をし、構成3市に返還するものでございます。

続きまして、認定第1号は、平成20年度の一般会計、筑西ふるさと市町村圏特別会計並びに老人福祉事業特別会計の決算について、それぞれ認定をお願いするものでございます。なお、主な事業等につきましては、決算主要施策説明書を併せて提出いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各担当者が説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第2、一般質問であります。

一般質問は通告順に従って発言を許します。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は3回まで、答弁を含め60分以内、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） おはようございます。

その前に、副管理者の中田桜川市長さんの再選おめでとうございます。県西総合病院についての再編ネットワークですか、そういったものについての公約もあったようですから、ひとつ筑西・桜川地域の市民のためにぜひご奮闘願いたいと引き続きお願いします。

私は、そのまず質問項目にありますように、広域の職員の待遇改善の問題から質問していきたいと思うのです。いろいろこの本会議場でも地域手当の問題や、その待遇の問題でいろいろ議論が交わされましたけれども、実際に今まで広域職員は筑西市の給与に準じてやるのだということを言ってきましたけれども、実際にそれがそのとおり行われていないということがあるのですね。それは数字で示していきたいと思うのですよ。というのは、つまりこのラス指数で言うしかないのですけれども、国家公務員を100とした場合のいわゆるそれぞれの自治体の給与水準をあらわすことですが、それでこのラス指数で見ると、結城市が98.3%、それから桜川市が97%、筑西市は94.4%、いわゆる地域手当も入れて、筑西市は、桜川と結城市は地域手当はありません。しかし、この3つの構成自治体を見ますと、筑西市は94.3%だということで、非常に桜川、結城に比べると約4%の開きがある。こういう中で筑西市に合わせて広域の職員はやっていくのだということを言われてきましたけれども、いろいろ私なりにいろんな職員から聞いてみますと、実際に広域職員のラス指数は、筑西市のラス指数よりさらに下回るということが大体予想つくのですよ。大体92、3%ではないかな、私らが考えるには。こういうことで、だからせめて地域手当ぐらいはですよ、筑西市の3%に倣って本当はやってあげるべきだと思うのですよ。その地域手当の考え方については、桜川だの、結城市はないのだと言っているが、これだけのラス指数があるならば、それは国が決めてきていることですから、地域手当はなくても、結城市では98.3%、それから桜川市では97.0%と、ある程度の水準を保っているわけですよ。こういう関係を見れば、筑西市にやっぱり倣って、せめて地域手当は3%ぐらいにしてあげて、その半分だよ、地域手当というのは。こういうつまり同じ地方公共団体で働く職員のやっぱり待遇というものは保障しなければならないと思うのです。その広域行政の中での職員はもちろん圏域住民のために奉仕しているわけですから、だからそれなりの手当というものは保障してあげるべきだと私は常々主張してきたのですが、改めてラス指数の比較から見て、やっぱり広域の職員というのは、筑西よりもさらに低い水準にあるなど私いろいろ調べてみました。そういう点で、ひとつ管理者も十分それを酌み取っていただいて、資料はもしなかったら管理者に上げますから、そういう点でひとつ考慮、改善方をどう考えるかということをお願いします。

それから、この契約問題についての、請負契約ですけれども、いろいろ質問しようと思ったのですが、まずこの我々広域議員に広域の例規集が配られていない。私も見ようと思って、幾ら探しても、聞いたら配付していないと、私がどこかへ置き去りにしてしまったのかと思って探したのだけれども、なかった。聞いてみたら、配付されていないというのです、広域議員に。だって、この例規集というのは、広域行政を運営していくための一番肝心かなめの法律ですよ。みんなそれぞれ職員は条例に従って執務を行って、圏民の利益のためにやるという、圏民というのは、圏域住民ですね。そういうい

いわゆる基本的なものがないのですよ、感覚が。我々議員にこれ配らないで、そしてその議会において何をチェックしたらいいのだから、勉強もできない。そういうまず基本的な問題がもう欠落している、広域行政においては。それはもう直ちに配付してくださいよ。

以前私も広域議員をやっておりましたが、その当時はちゃんと配本というか、配付してくれていましたよ、例規集を。それがいつの間にかこういう言葉はきついが、ていたらくみたいな感じになってしまうのですよね、こういうことをやっている。我々議員も気がつかなかった面は、そしりは免れませんが、やっぱり改めて私はこういうこの日本は法治国家ですから、さまざまな法令、そういうものについて統治がなされているわけですから、基本的な条例例規集が我々に配付されていないということは、これはもう言いようがないですよ。ひとつそういう点で、この我々も法令遵守してやっていくべきものですから、その点。こういう質問するわけではなかったのだが、やっぱり一番肝心な、大事なものがなかったのだから、これだけに私絞って今問いただしたのです。

それから、この生ごみのリサイクルなのです。実際に各自治体一生懸命そのリサイクル運動をしようということで、いろいろな問題でやっています。この大量に出る生ごみのリサイクルについては、本気でないのが筑西市においてもそうなのですが、議会でもやはり話題になりますけれども、本気度がないと。いろいろそれは家庭で処理するコンポストとか、いろいろなものに対する補助はやってますよ。しかし、もうそれだけでは限界なのではないかなと私は思うのです。これを広域でやれとか、やらないとかということよりも、やっぱり基本的な考え方として、自治体がやるのか、広域でやるかは別にしても、やっぱり広域もこの問題については真剣に考えるべき時期なのではないかなと思うのです。

というのは、今度いわゆる長い間続いた自公政権が崩壊して、今度民主党中心の政権が誕生しまして、これも時代の流れかなと思っておりますけれども、そういう中で鳩山首相というか、政権は国際舞台でいわゆる2020年、あと10年後、1990年比25%のいわゆる温暖化の問題の温室効果ガスというやつですか、これを削減するという世界に宣言したわけですよ。こういうことからいっても、やっぱり今よくエコ、エコということも常々口に出されます。エコカーだの、車の問題とか、いろいろ出て、そういう地球温暖化に対する世界的な取り組みというものがここ急速に強まりつつあります。その中で日本の総理も国際舞台でああいう宣言をしているわけですよ。ということは、やはり私どもの住んでいる地域においても、この広域の中、圏内においてもそういうものにやっぱり重心を移していくとか、そういうことを私は考えて、その生ごみのリサイクルということについて少しだけ進めたいと思うのです。

実際に今、環境センターで燃やしている生ごみ、大体全体量の3割から4割は生ごみだと思うのです。普通生ごみのリサイクルというと、当然堆肥化ですよ、堆肥化。こういうことにやっぱり私はこれから本当に努力しなければならない時代に入っているのではないかと、全国各地の自治体はもういろんな試みをやっておりますよ。実際に税金を使って、環境を悪くしているわけだから、つまり生ご

みを回収して燃やして環境を悪くしているわけです。こういう環境を悪くするような税金の使い方というのは、もう考え直さなければならぬ時代だと。

そこで、聞きたいのですけれども、この環境センターでは、生ごみとして日量何トンぐらい燃やしているのですか。それから、全体、全体のいわゆる処理数量ですか、そういうことで、そして傾向としては生ごみのごみの減量というか、そういうものがあるのですかどうか、あるいは全体量。

それから、今あの環境センターの構造は、熱利用ということで蒸気を発して遊湯館へ発電を行っていると、熱利用。こういう関係からいっても、私前からこの環境センターの建て替えのとき言っていたのですけれども、もうそういう熱利用によってその温泉とか、そういうものをやる時代ではないと、そういうものをやるから、もうごみを集めて燃やさなければ、生ごみでも何でも燃やす。その維持をするためにはごみを燃やさなければならぬ構造はもう時代おくれだと言ってきたのだが、とうとうこういう環境センターをつくってしまったのだけれども、そういうことからいっても、やはり今の熱の状況を維持するためには、今の焼却量が必要なかどうか、そういうものも併せてひとつご答弁願いたい。

生ごみのリサイクルということについて、きょうは広域議会ですが、広域として、ではどういう考えを持っているのか、リサイクル。全国各地では直接やらなくても、NPO法人とか、そういったところと提携をしながら、そういう委託をしながらも、やっぱり生ごみの堆肥化をして、そして幾らかでもCO₂の削減を図っていくという、そういった努力がもうなされているのですよ。そういう点ひとつ考え方もお尋ねしたいと。

それから、環境センターの埋め立てされた廃棄物、こういったものの撤去、搬出ですか、こういうものが3年前から始まったのだけれども、総量約3万6,000立米ですか、これだけの汚染された廃棄物、焼却灰での廃棄物ですね。これを搬出する作業、撤去する作業というのは大変なお金もかかる。現実に19年度から始まって、今年度はまだ未執行だと思うのですが、計画によると。今年度も入れて5,000立米ですよ。3万6,000からのある量を年間2,000ぐらいではとても15、6年かかると思うのですよ、これでは。金額的にも年間1億1,000万ぐらいですか、予算を組んでやって、大変負担のかかる仕事だとは分かりますが、こういうダイオキシンや水銀などの危険物質、こういうものが地下水を汚染、長い間にされるのではないかと危惧される住民も付近住民はおられるわけです。そういうことに対して、そういう15年かかる悠長な計画でいいのかどうかということをお尋ねしたいと。

1回目は以上です。

○議長（榎戸甲子夫君） 鈴木 聡君の1回目の質問に答弁願います。

吉澤管理者。

〔管理者 吉澤範夫君登壇〕

○管理者（吉澤範夫君） 鈴木議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まず、組合職員の給与につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、人事院勧告に基づきこ

れまで旧下館市、現在は筑西市に準じ、その職務と責任に応じ支給をしてございます。当組合の一般行政職と筑西市を比較いたしますと、組合職員の平均年齢は47.1歳、平均給料月額が35万9,700円、筑西市におきましては、平均年齢が46.7歳、平均給料月額が約35万2,000円ということで、組合が若干高くなっております。これは平均年齢が高いことに加え、組合管理施設に配置しなければならない管理職員の割合が多くなっていることが考えられます。

ラスパイレス指数につきましては、国において算出をし、一元管理しているため、一部事務組合等につきましては公表されておきませんが、筑西市のラスパイレス指数が地域手当を入れないで95.3%で、国に比べ低く、筑西市に準じている組合の指数も大きな差はないものと考えております。

また、地域手当につきましては、全組合職員のうち筑西市に勤務する職員の割合が6割に当たるため、その6割を全職員に振り分ける方法により支給させていただいているものでございます。今後におきましても、国及び他の地方公共団体の状況並びに民間の給与を考慮した人事院勧告等を尊重しながら、一方で格差が生じないよう配慮し、社会情勢、財政状況を踏まえつつ、筑西市に準じ支給をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、生ごみのリサイクルについてご答弁申し上げます。私たちが安心して安全なる地球環境を私たちの子供や孫に引き継ぎ、循環型社会へ移行するために、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ることは重要な課題であると思っております。ご質問の生ごみの活用につきましても、ごみ減量化を図る方策の一つとして、家庭の生ごみを堆肥化してリサイクルする生ごみ処理機器の導入促進について、筑西市をはじめ結城市、桜川市も生ごみ処理機器購入の補助制度を制定し、推進しているところであり、市民の皆さんに活用いただいております。設置場所、収集体制、地域的な取り組みへの拡大など課題もあるようですが、減量化は重要であると認識しております。筑西広域としても、施設の処理負担の軽減、施設の延命化、ひいては分賦金の減にもつながり、安全・安心なる筑西広域圏づくりのためにも、構成3市と連携をし、ご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、環境センターのご質問でございます。平成21年度の埋立廃棄物の撤去処分の契約業者でございますが、山形県米沢市のジークライト株式会社による随意契約をしてございます。契約方法でございますが、予定価格を設定をし、当組合指定の見積書を2回まで入れてもらう見積もり合わせを実施しての随意契約でございます。環境省からの通達では、委託処理により一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合、市町村における一般廃棄物の処理責任に鑑み、市町村は委託業者が基準を遵守したか否かにかかわらず、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずる義務を負うことになるわけでございますが、こうした義務補償が発生しないよう環境省からの委託処理する場合、経済性の確保等の要請よりも、業務の確実な履行を重視するとの通達により、実績があり、安全・安心できる信頼のおける業者を選択しているところでございます。

また、搬出の現況でございますが、本年21年度までの3カ年で約5,000立米になる見込みでございます。

す。当初の予定では10年間で予定していたところでございますが、3市の財政状況を勘案し、現在の契約状況から推計すると、今後約16年の見込みとなります。

以上でございます。その他詳細につきましては、担当のほうからご答弁申し上げます。

○議長（榎戸甲子夫君） 櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 鈴木議員さんの一般質問の中の給与に関係します中の地域手当についてまずご答弁申し上げます。

地域手当につきましては、国の考えということで、当該地における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すると給与法で規定されております。それで、筑西市としましては、3%を支給するという地域に指定されておりますが、広域圏内の結城市と桜川市におきましては、対象地域になっていないという状況がございますので、そこから判断をしまして、全組合職員のうち筑西市に勤務する職員の割合が6割にあたりますので、その6割を全職員に振り分ける方法をとらせていただいて、支給率が1.8%ということになって支給しているということでございますので、国の考え方を尊重して、筑西市の状況等あるいは広域圏内の結城、桜川市等を考慮して率等を決めたものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、例規集の配付の件でございますが、以前には広域議員さん方に配付をしておりましたが、その配付したものを広域議員さんの改選期には新しい議員さんに引き継いでほしいということでお願いをしてきたという経緯がございます。しかし、それが新しい議員さんにうまく引き継がれずに、多分議員さんが個人で所有されるような形になったのかと思っておりますが、その後新たになられた議員さんは例規集が欲しいということで事務局に要請されて、お渡しをしていたという経緯がございます。事務局としましても、そういうふうにとどんどん例規集が出ていくということで、コストもかかっていくということなんかを考え、また昨今ですとパソコン等にデータベース化をするという方法なども進んできましたので、その辺を考えまして、配付をしなくなったということでございます。ただ、実際には必要なものだとは認識をしますので、一旦各市の議会事務局等へ配付をするというような方法で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 近藤次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 近藤邦男君登壇〕

○次長兼環境センター所長（近藤邦男君） 鈴木議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

鈴木議員さんおっしゃるとおり、ごみ減量化、生ごみ、特にリサイクルの推進、これは重要な課題であると思っております。生ごみのリサイクルにつきましては、組合の規約第3条におきまして、組合の共同処理する事務、こういうものが定められております。環境センターに関しましては、ごみと尿の処分、これに関する事となつてございます。つまり組合は中間処分から最終処分まで、中間

処分以前までの収集運搬体制等、これにつきましては市の業務でありまして、生ごみのリサイクル、活用のあり方等につきましても、市の業務のうちでありまして、業務範囲でございます。現在3市でもってどのような取り組み、これを行っているかということをご報告いたしたいと思っております。

先ほども管理者の答弁の中にごございましたように、各3市とも生ごみの減量化機器購入費補助金制度等がございます。まず、結城市でございますが、1世帯につき1基まで購入に要する費用の2分の1を限度として2万円が限度でございます。また、結城市さんでは今後の取り組みの課題といたしまして、食べ残しを少なくすること、それとごみの排出の際には、水切りを特に推進すると、それと補助金制度の活用を推進して、そのほか落ち葉や剪定枝、これらについては堆肥化施設を設置する場合、こういう場合におきましては、設置場所、収集体制の課題解決を検討していく、こういうことでございます。

次に、筑西市でございますが、同様に補助金の交付要綱がございます。筑西市におきましては、3種補助金の交付をいたしております。まず1つ目が、電動式生ごみの処理機、これは1世帯1基まで、2分の1の額で2万円を限度でございます。続きまして、2つ目でございますが、EMボカシによる堆肥化、これの処理容器でございますが、1世帯につき2基まで購入価格の3分の2の額、1基について1,000円を限度、それと3つ目でございますが、コンポスト容器、これにつきましては1世帯につき2基まで、購入価格の2分の1の額で、1基について6,000円、これを限度とするものでございます。今後の課題でございますが、これまで家庭における個々の取り組み、この個々の取り組みから地域的取り組み、これができるのか、または実施主体、どこがよいのか。先進事例等を情報収集をして研究をしていきたい、そういうことでございます。

桜川市でございますが、筑西、結城市、2市同様に、生ごみ処理機、これの補助交付要綱等がございます。機器の購入に要する費用の2分の1に相当する額といたしまして、処理容器については5,000円、処理機器については2万円、これを限度とするものでございます。今後はこの補助金要綱の制度活用の推進をするとのことでございます。

以上、3市の生ごみのリサイクル状況についてご説明させていただきましたけれども、3市のリサイクル活動の推進、これについては環境センターのごみ処理施設の処理負担の減、施設の延命化、ひいては分賦金の負担減にもつながるものでございますので、生ごみのリサイクル活動の推進につきましては、構成3市と連携を図り、十分なるご協力、これをいたしたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

また、生ごみ、日量何トンかというご質問でございますが、当環境センターのピットには、生ごみと通常の可燃物を一緒に表現しているわけでございますが、生ごみが何トンという計量の仕方はしてございません。ただ、年間、20年度で申しますと、5万5,866トンの可燃物が入っております。それで、2カ月に1回ではございますが、このごみの組成分析を行っております。この組成分析の中の厨芥類というものがございますが、これが鈴木議員さんお尋ねの生ごみというものに相当するのでは

ないかと思えます。そのパーセントでございますが、大体サンプリング、生ごみを採取したときのつかみぐあいとか、そういうものによって、ちょっと変動はあるのですが、大体10%が生ごみではないかということでございます。ですから、年間に対しまして5万5,866トンの可燃ごみが入っているわけでございますので、生ごみは約10%、5,586トンぐらいではないかと思っております。

それと、もう一つでございますが、熱量のお尋ねでございます。今現在、環境センターでは1炉、2炉、3炉の3炉形式の焼却施設でございます。1炉につき80トン、3炉でございますので240トンの処理能力があるわけでございます。通常は2炉運転、これを行ってございます。生ごみ、これを堆肥化すると、ごみの量が減って、筑西遊湯館や発電をしておりますので、そこへ行く蒸気量はどうかというお尋ねだと思いますが、ごみの量が先ほど申しましたように、約10%が生ごみでございます。この遊湯館と発電、つまりタービンに蒸気を送り込むのに必要な蒸気量、安定的に蒸気を送るのはどのくらい必要かと申しますと、2炉運転が必要だということでございます。1炉が80トンでございますので、2炉運転ですので、日量160トン、通常365日のうち点検、整備等を引きますと、大体10日ぐらいですか、350日ぐらいの運転で160トンと申しますと、大体5万6,000トンの処理をしているわけでございます。このくらいの処理量ですと、2炉運転で十分とは言えなくても、通常どおりの遊湯館発電のタービンに蒸気を送るのが可能であるということでございます。

今現在のこのごみの量から10%の生ごみ、これを例えばリサイクルで減じたとしても、2炉運転は可能であるということでございます。ただ、この生ごみ、これがなくなりますと、水分がなくなり、燃える速度、燃焼速度が速くなるということでございます。そうしますと、これはごみ処理を運転する上で、コントロール、燃焼制御がしにくくなるというのが今現在運転を委託しているクボタ環境サービスの考えでございます。運転が難しくなるということでございまして、若干なりともこの生ごみは、今現在としては緩衝材的なものになっているのかなということでございます。

それと、埋立廃棄物の件でございます。平成21年度埋立廃棄物の撤去についてご答弁を申し上げます。契約業者でございますが、山形県米沢市にございますジークライト株式会社、代表取締役、加原友夫と平成21年9月18日に契約を締結いたしております。契約方法でございますが、予定価格を設定して、当組合指定の見積書、これを2回まで入れてもらう見積もり合わせ、これを実施しての随意契約でございます。契約額は1立米当たり消費税込みの5万5,125円でございます。随意契約、これをいたしました理由でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、これによりまして、まず指名願提出業者、この中から収集運搬、処分、建設、これら一連の有資格業者であること、それと最終処分場、これを有していること、それと区域外の処分場に委託するわけでございますので、最終処分場を有する受け入れ先自治体との事前協議が調っていること、それと最終処分場の残容量、これが多く、長期的な搬出が可能であること、さらに20年6月でございますが、国、環境省よりの通達がございました。経済性の確保等の要請よりも、業務の確実な履行を重視すると記載されております。つまり一般廃棄物の処理、これは公共性が強いだけに、経済性よりも業務の確実な履行、これを優先

すべきであるということから、事前協議におきましても、米沢市から受託業者として承認されている信頼のおける業者であり、17年度から本年21年度まで5年間ではございますが、焼却灰の処分委託をさせていただきます。また、埋立物・廃棄物撤去におきましても、19、20年度と確実に履行しているジークライト株式会社と契約したものでございます。

次に、埋立廃棄物の搬出でございますが、平成19年度が1,084.9立米、20年度が1,937.43立米、本年、平成21年度の撤去処分の予定数量でございますが、1,968立米でございます。3年間で合計いたしました4,990.33立米、先ほど鈴木議員さんおっしゃったとおり、約3年間で5,000立米の搬出となっております。全体容量が約3万6,200立米でございますので、平成22年度からの残容量は、差し引きの3万1,200立米となる見込みでございます。当初の予定では10年間を予定していたわけでございますが、3市の財政状況等、これを勘案し、現在の契約状況、例えば年2,000立米のままで推移したとすると、今後16年ぐらいの見込みとなるものでございます。地元自治会からはできるだけ早い撤去処分、これの要請がございます。3市の財政部局と十分協議しながら、できるだけ早い時点での撤去処分の完了、これに努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） まず、環境センターのほうからちょっと再質問していきたい、生ごみのリサイクルと併せてですね。

今、答弁をいただいて、この熱利用の問題ではちょっと首をかしげるものが出てきたのですよね。つまりこの生ごみを全くシャットアウトというか、もうリサイクルで全部堆肥化して、そして環境センターにはもう燃やすようなものがないということになると、この運転しにくくなると。つまり遊湯館や発電に対してのその蒸気ですか、それを利用するための燃料としての生ごみはいわゆる運転する場合のその緩衝材になっているのだということ、今現実こういう問題が出てくるのではないかということについて、やっぱり出てきたのですよね。

では、これではごみのリサイクルをやりましょう、やりましょうと言ったって、かけ声で、それは自治体によってはコンポストだ、ボカシだ、電動式だ、いろいろやっていますよ、補助金出して。これにはもう、では今の話を聞くと、こういうのはただ形式的にやっていて、本気で地球温暖化のためのCO₂削減をどうするかというのは考えられないのではないですか、技術的に。こういうことがもう私は前から言っていたのですよ、こういう問題が将来起きるよと。燃やすものがなくなれば、もう何でもいから、どんどん集めて燃やさなければならないような事態になりかねないよと言ってきたのですよ。だから、こういう問題についても、これはもう少しよく首脳がいっぱい集まっているのですから、きょうは。3市の。そういう人たちも併せて九子会談ではないけれども、いろいろこれは今後のことについて考えてもらいたいと思うのですよね。

だって、これはもう遅かれ早かれ来るのですよ、地球温暖化のためのその25%の削減というのは、

国の目標は。世界に宣言したのですから。当然各地方自治体においても、それはいずれ来ますよ。どうやってそのCO₂を減らすかと、一番大きな問題は、自治体の大きな問題は、こういう生ごみの処理の問題は大きいと思うのですよ、CO₂を削減する観点から言えば。そういう点どうなのでしょう、そういう矛盾は。

それから、今も言ったように、やっぱりごみのリサイクル、つまり自治体がもうリサイクル、リサイクルと市民に啓蒙、啓発、これはもう口を酸っぱくなるほどにもう声高らかに叫んでいるわけですよ、リサイクル問題は。こういう観点からすれば、もう少しいわゆる各自自治体がやっていますよということよりも、広域の中でリサイクルをどうするかということを実際に考えていただきたい。その点も併せて再度お尋ねしたい。

それから、この埋め立ての廃棄物、一般廃棄物になっていますけれども、これの搬出、撤去、こういう問題で、ジークライトとの契約の内容については、いろいろ言われました。国がその経済性よりも業務の確実性が大事なのだとされているから、随契でやったのだとか、いろいろ理由は述べられていますよ。しかし、もう一つ私たちにとってはしっくりしないのが私は現実だと思うのですね。それはさておいてもいいですけども、この何ですか、あと16年かかるという話、いわゆる危険な埋立廃棄物をあと16年もかかって搬出、撤去するということになると、もう私も何人かの住民から言われているのですよ。今やっている、今年はまだやっていないのですが、今度から、これからやるのでしょうかけれども、撤去を。この程度で何年かかるのでしょうかと言われたので、きょう質問しているのですが、16年だとすると、その汚染の心配はないのですか、地下水の。あのダイオキシンとか水銀の。こういうことがやっぱり危惧されるのです。その辺、財政上困難だということは、それは分かりますよ。それもありますけれども、やっぱり住民の健康、命の問題なのですよ、最終的には。これが今はそのまま何の被害も出てはおりませんが、15、6年のその期間にですよ、もし何か起きたときはどうするのだという問題が惹起される、発生するわけですよ。そういうことからいって、どうなのでしょう。センター長だけではこれは難しいのではないかな。管理者、副管理者はどういうふうにお考えですか。その辺お尋ねしたいと。

それから、この先ほど言われた広域議員に対する例規集の配付、これは今度かわった事務局長さん、今年からでしたっけか、大変気の毒なのですが、今までかつてその各議員に配っていたものを交代した議員にお譲り渡すようにということ saying していたのだが、それがうまく行き渡っていなかったと言っているのだが、やっぱりこれは事務局で回収するのではないですか、一旦。広域議員をおやめになった方から。そして、回収して改めて新しい広域議員に配付するのが私は筋だと思うのだよね。お互いに返した、受け取ったというその個人間のやりとりではなくて、やっぱり業務としてですよ、事務局がやめた方からは回収して、新しい議員にはそれをお届けするというのが私は仕事ではないのかなど。どんどん出ていってなくなってしまったの話だ。それは広域の一つの財産ですよ。こういう財産管理もやはりちゃんとやっていかなければいけないのではないかなと思うのです。その辺、新任局長さんで

悪いのですが、ひとつそれは改めてくださいよ。その辺どうなのでしょう。

それから、しつこいようですが、吉澤管理者もあいさつで、いわゆる経費の節減ということに重点を置いて言いましたけれども、まさに経費の節減は、生ごみのリサイクルというのは大きいのですよ、これは。もうこれの処理のために改修したりして、いろいろなもう何億とかかっているわけですよ、これについても。今言ったように、家庭に対していろいろ補助制度をもってその生ごみの堆肥化をお願いしているが、もう限界に来ていると思うのですよ、これは。そういう意味からも、先ほど1回目の質問で、その税金を使って環境を悪くしていると言いましたよね。そういう生ごみの対応の仕方によっては、そういうことも私は言えると思うのですよ。そういうことですから、やっぱり時代にそぐわない今のやり方を、先ほど環境センターで熱利用の問題で、はしなくもそういう問題が出てしまったけれども、これは避けて通れない、避けて通れないと。

それから、この給与の改善の問題では、いろいろ管理者も言っていましたが、組合のほうは35万9,000円で、筑西市のほうは35万2,000円だから、幾らか組合のほうがいいのだという話は、それはそれで数字はありますが、やっぱり公平に見た場合は、ラス指数で見るしかないのですよね。そういう広域はラス指数が出されないということなのですが、実際にこのいろいろ勘案してみるとですよ、筑西市に準じてやってきているのだと言いますけれども、では地域手当は筑西市に準じてやってきていないのですよ。6割の勤務がどうのこうのと、それによっではだから1.8とか何とかと、地域手当が。

その桜川市だの結城市は地域手当が出ていないからどうのこうの、そういう問題ではないと思うのです。筑西市よりも桜川市や結城市のほうでラス指数を見たら、97、98でしょう。これだけの、筑西市は残念ながら低いのですよ。だったら、そういう問題を考えていくのだったら、桜川や結城市に合わせたやり方だってこれは言えるのですよ。だから、せめて地域手当は筑西市に合わせてやってあげたらどうなのですかと言っているのですよ、私は。だから、そういうラス指数の高いところには地域手当は出ませんよ、1つの調整弁ですから。だから、そういう点も併せて再度お尋ねして2回目終わります。

○議長（榎戸甲子夫君） 鈴木議員の2回目の質問にご答弁願います。

近藤次長兼環境センター所長。

○次長兼環境センター所長（近藤邦男君） 鈴木議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

先ほど私の答弁の中で、生ごみ等が少なくなると水分が少なくなる。そして、温度、燃焼速度が速くなり、運転等が難しくなる、制御しにくくなるというご答弁を申し上げましたが、あくまでもこれは温度が上昇、下降したりする燃焼の状況でございまして、十分なる運転能力があると思います。

また、あと埋立撤去物でございしますが、あと16年かかる。その間に汚染の心配はないのかというご質問でございしますが、今現在掘削しております、一番底までいった場合に、さらにその下の底までの掘削をいたしまして、サンプリングをとり、ダイオキシン等の分析をしております。現在まで基準値以内でございします。なお、その汚染の心配等につきましては、さらに検討していきたいと思いま

すので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（榎戸甲子夫君） 櫻井事務局長。

○事務局長（櫻井 篤君） 鈴木議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まず、例規集の配付の件でございますが、確かに鈴木議員さん質問の中で言われましたことは、そのとおりだというふうに思っております。現在ですが、事務局にある例規集の残が数冊程度しか残っておりません。今後各議員さん方に配付するとなりますと、増刷をしなければなりませんので、新たな経費もかかるというのが現実になってまいりますので、一旦各市の議会事務局に配付をさせていただきまして、そこで議会事務局に保管をいただいて、閲覧等に資するようにお願いをするということと併せまして、増刷につきましては、予算もかかりますので、少し検討させていただくということでご了解いただきたいと存じます。

それと、給与の件でございますが、ラス指数につきましては、やはりそれで給与水準を見るのが一般的だというふうには思っております。それでいきますと、確かに筑西市は構成3市では低いということになってまいります。それと併せまして、地域手当に関しましては、1つは構成3市の中で支給対象が筑西市だけということもございまして、両市に対する配慮、特に筑西広域の場合は各市から分賦金をいただいて、給与あるいはそれ以外のいろんな業務の経費に充てさせていただいているということなんかも考えなければなりません。

それともう一つ、茨城県の例等を話をさせていただきますと、県でも県内のすべての市が支給対象にはなっておりませんが、そういう支給対象になっていない地域にも県の職員は勤務しております。しかし、県としてはその県の平均をとって支給対象地域でないところに勤務している職員にも支給をしているという実態等もございまして、そういうものも併せて勘案しまして、筑西広域としましては、6割ということを基準に決めさせていただいたものでございまして、ご理解のほどお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 管理者にも答弁求めたのだけれども。

今、環境センター長は、今度言い直しているのだけれども、生ごみがなくても、水分の問題、制御の問題、温度の問題、十分だと、運転能力があるのだと、そういうものがなくても。では何ですか、その生ごみが10%入っていれば緩衝材になっているのかなと言っているのは。だから、一貫性がないのですよ、答弁に。1回目の答弁ではそういうふうに言ったでしょう。生ごみの10%がもしなくなるとすれば、そういったもののいわゆるカロリーが急激に上がったりしたりすると、運転に支障が出かねないというような話だったので。つまり10%の生ごみは、そういう緩衝材になって、ちょうどころ合いがいいというような感じなのです。今度はなくても、いや、なくてもだな。水分がなくても、この制御も温度も十分な運転能力が備わっているのだと。私はどっちを信用したらいいのですか。

だから、そういう答弁が変わるといのは、今年環境センター長になったけど、もう何かどんどん異動があって、新しく入った方に言うのも気の毒なのですよ、本当は私らは。ただ、そういう答弁が変わるといことについては、自信がないのだよね。だから、最初に言ったのが本当なのではないの。そういうことから、センター長を詰めてもしょうがないです。センター長が今の環境センターをつくったわけではないから。これはもう管理者、副管理者の大きな問題だと私は思うのですよ。いずれはこういう問題も私は出てくると思う。もうやらなければならないのだから、CO₂の削減については、もうどんどん。国の施策ですから、政権交代によって。こういうことについて、本当は管理者に答弁を求めたのだけれども、管理者も手を挙げないようだから、あと時間も2分ですから、いいですよ、センター長の答弁は。気の毒だから。

それから、やはり心配なのは、先ほども言ったように、その埋め立ての廃棄物の撤去の問題なのですよ、やっぱり住民からすれば。センター長はいろいろ分析して、汚染が心配ないように検討していくのだという言葉ではいただいたけれども、ただ、年に2,000立米の搬出だけでは、撤去だけでは16年もかかると。それは予算も2,000立米搬出するだけで1億1,000万かかる。その倍にしても2億2,000万と。ただ、倍にするくらいの速さでないと、8年ぐらいで撤去していく時間的な速さというのは、そこらは住民からすれば必要なのではないのかなと思うのですよ。その辺管理者、副管理者、よく検討していただきたいと思うのです。

時間も来ましたので、これでやめますけれども、以上です。

○議長（榎戸甲子夫君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（榎戸甲子夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番、稲葉里子君。

〔7番 稲葉里子君登壇〕

○7番（稲葉里子君） 一般質問をさせていただきます。

小児救急医療事業について、まず質問させていただきますが、今、小児科の医療、医師になる人が非常に少なくなっているそうです。医療事故や医療訴訟などになることも多くて、小児科の医者は大変だと言われております。親たちは子供、特に乳幼児の場合は、専門の小児科に診てもらいたいという要望が非常に強いそうです。でも、少数の小児科医だけでは24時間診療の小児救急は対応できず、大きな病院になってしまうのが現状です。ますます小児救急医療は窓口が狭くなって、大変になってくると思われます。

小児救急医療は、小児科医が5人から10人とたくさんいて、24時間体制で診療ができる大きな病院が指定されております。筑西広域では、筑波メディカルセンター病院が指定されていますが、結城市民

にとって地理的に遠いので、余り情報もなく、なじみもなく、知名度が低いので、利用が少ないという現状になっていると思われます。しかし、この事業を進めていくには、各市の分賦金が課せられていますので、少しでも利用者が増えますようお願いするのは結城市民として当然だと思います。

ここで、質問をさせていただきます。この各市の分賦金の算出の方法と筑波メディカルセンター病院についての情報提供、PRなど現在はどうに行われているのかお伺いします。

次に、筑西遊湯館の料金設定について質問いたします。筑西遊湯館は、今年でオープンしてから6年たったというお話でした。さっき管理者の方から少しずつ修理をしているという、うれしいお話を伺いました。ここで、質問の内容なのですが、19年度、20年度の利用者の合計だけで結構ですので、伺いたいと思います。

それから、この中で結城市民の利用が地域的に近いので多いと思いますが、別枠で1年間どのくらい利用があったかお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つ、障害者、介護者の利用状況についても伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。1回目の質問はこれで終わります。

○議長（榎戸甲子夫君） 稲葉里子君の1回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 稲葉里子議員さんの一般質問にお答えします。

質問に関しましては、事業費の内訳並びに情報提供の方法というようなことでしたが、その前にこの小児救急医療の事業のことにつきまして若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

小児救急医療事業につきましては、茨城県の指導によりまして、小児科医の不足における小児救急患者の医療を確保するため、つくば市との協定によりまして、筑波メディカルセンター病院における共同利用型病院方式の小児救急医療事業として16年にスタートしております。稲葉議員さんご指摘のとおり、その当域圏内における平成20年度の利用者数といいますのは、全部で1,571人、結城市におきましては、ご指摘のとおり26人と、かなり少ないような状況であります。筑西市におきましては1,046人、桜川市におきましては499人であります。これらの人員につきましては、診療時間外に急患として診療していただいた人員でありまして、この中には救急車で搬送した人員も含んでおります。ちなみに小児救急搬送、これは救急車で搬送した人員等でありまして、全体で407人の小児救急患者が発生しております。結城市管内で申せば、結城市ではこのうち99人、この99人のうち自治医科大学附属病院に61人、それから筑波メディカルセンター病院に1人でございます。他に結城病院9人、城西病院10人、筑西市民病院2人等であります。この筑波メディカルセンター病院は、当圏域を含むエリアにあって、休日・夜間における小児重症患者の救急医療に必要な設備を整える医療施設といたしまして茨城県から指定をされており、同様の医療機関はエリア内に存在しないのが実情であります。ま

た、新たに医療機関等を設置することは、現在の社会情勢を考えますと、現実には極めて難しいものと推察されます。

それで、先ほど稲葉議員さんのほうのご質問のとおり、その事業費の内訳なのですが、これ21年度ベースで説明したいと思いますが、総事業費は942万9,200円であります。このうち2分の1を茨城県が負担しております。本組合とつくば市がそれぞれ4分の1を負担して、本年度の組合負担額は235万8,000円というふうになっております。ですから、総事業費の4分の1を負担しているというふうな事業費の内訳であります。

また、続きまして、情報提供の方法でございますが、この情報提供を小児医療救急事業として筑波メディカルセンター病院を指定していますよというようなその情報提供に関しましては、当組合で発行しております広報紙あるいは当組合で実施しておりますホームページ、さらには各構成市で発行しております広報等の広報媒体を活用しながらPRに努めていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、赤野間筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

〔筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長 赤野間敏雄君登壇〕

○筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（赤野間敏雄君） 稲葉議員さんの質問にお答えしたいと思います。

筑西遊湯館、平成19年度、20年度の利用者数でございますが、平成19年度総入場者数は21万590名、20年度が20万2,764名でございます。有料入場者数といたしましては、19年度が20万5,586名、20年度が19万4,102名でございます。障害者の人数でございますが、19年度が9,403名、20年度が9,457名、介助者でございますが、19年度が741名、20年度が796名でございます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 7番、稲葉里子君。

○7番（稲葉里子君） お答えありがとうございました。

でも、小児救急医療の指定になっている筑波メディカル病院というのが非常に結城の市民にとっては、なじみが薄く、地域的なものも利用が低い。いろいろお答えをいただきましたが、メディカルセンターのPRを情報を流しているということですが、結城の人たちに聞きますと、ほとんどメディカルを知らないという、ちょっと辛らつな言い方なのですが、やはり結城市民にとってもう少しこの筑波メディカルセンターの細かい、きめ細かな情報を結城市民には知らせてほしいと思っております。これが広域でやることだから仕方がないということになればまた別なのですが、その各3つの市のPRを広報紙を使ってやるというのも、もうちょっと細かにやっていただけたら、もうちょっとメディカルセンターの情報が市民に入るのではないかと思います。

それで、結城市もこれは私の資料では、20年度の資料なのですが、59万3,000円というお金を分賦金で納めております。ですから、やはり分賦金を納めているのなら、この筑波メディカルセンターをもうちょっと上手に利用したいというのは、私たちの願いですので、それに対してもうちょっと

細かい対応ができるかどうか、お答え願いたいと思います。PRが少し足りないのではないかなと思います。メディカルセンターがどこにあるのかも分からないので、絵地図で示すとか、そういう方法もやっていただけたらと思います。

それで、さっき管理者の方からメディカルセンターにドクターカーができるという非常にいい報告がありましたので、ぜひこの筑波も私たち広域でたくさん使えるように結城市の人たちにも働きかけていきたいと思いますが、広域でぜひPR情報をしっかり流してほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、遊湯館のことなのですけれども、近くの同じような施設を拾ってみました。筑西遊湯館が大人が600円、それから障害者が200円、介護者が500円です。それで、ほっとランドきぬが大人が600円で、障害者がゼロ円、それから介護者が200円、国分寺遊湯館が大人が300円の、障害者が100円、それから介護者が200円、あけの元気館が700円に、300円に、介護者がゼロ円です。宇都宮交流センターが400円、それから介護者がゼロ円、それから障害者もゼロ円、古河のふれあい館が300円と、障害者がゼロ円、それから介護者がゼロ円、ピアスポーツ下妻が、これは結構高いのですね。大人が800円で、650円が障害者です。そして、介護はゼロ円なのですね。ほとんどの市町村がゼロ円になっています。

障害者が介護者と一緒に利用するとなると、障害者は200円と結構安いのですが、介護者が500円ですから、700円かかるわけですね。そうするとなかなか障害者の人も頼みづらくなるし、自分で出すとなると、これまたなかなか大変で利用できないのではないかと思います。

焼却炉の余熱を利用して少しでも地域の住民の健康増進を目的につくられた施設ですので、障害者の介護者に対してもう少し入館料、料金の引き下げは考えられないでしょうか。他の施設は、介護者は特に100円とかゼロ円が多いのですね。障害者の数に対して介護者の数が少ないことから、介護者の入場料を値下げしても、さほど運営には差しさわりのないと思われるのですが、いかがでしょうか。

それから、結城の6月の議会で、障害者と介助者の入場料が遊湯館は高いという話が議員の中から出まして、それを市のほうで筑西広域市町村圏事務組合の行う事業の実施、管理を調整している幹事会に伝えるというお返事をいただきました。その幹事会でどんなことになったのか、分かる範囲で結構ですので、お話をしていただきたいと思います。

2回目は以上です。

○議長（榎戸甲子夫君） 稲葉里子君の2回目の質問にご答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 稲葉議員さんのご質問にお答えします。

稲葉議員さんのおっしゃるとおり、幾らかPR不足かなというような感の否めないのも現実であるかなと思っております。今後におきましては、より多くの人に筑波メディカルセンター病院をご利用いただくよう、今後も創意工夫を図りながら、本事業のPRに努め、圏域住民の方々にご理解とご協力をいただくよう努力してまいり所存でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 赤野間筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

○筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（赤野間敏雄君） 稲葉議員さんの質問にお答えしたいと思います。

筑西遊湯館では、先ほどお話あったように、障害者に対して200円、介助者に対しまして500円の料金をいただいております。県内の健康増進施設を全体的に調べてみますと、障害者及び介助者の料金の対応はまちまちであります。障害者及び介助者からは通常料金をいただいているところが結構多いというのが現状でございます。自治体としては、通常料金または100円安いというところもあります。確かに無料というところもございます。近隣施設で参考にしてしている障害者、あけの元気館では先ほど言われましたように、障害者は300円、これらの近隣施設等、それから幹事会での話もそのときにございまして、地域の特性に合わせた料金の設定、それを前向きに検討するというようなことで考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（榎戸甲子夫君） 7番、稲葉里子君。

○7番（稲葉里子君） お答えありがとうございます。

ここの広域ではやっていないのですが、県では休日・夜間に診てくれる医療機関の紹介を24時間受け付けているとの救急医療情報コントロールセンターというのがあるのは分かっていますが、これへかけても、なかなかスムーズに対応ができていないようなことを何点か聞いています。

それから、筑西広域では、病院群輪番制の病院が5つありますよね。その病院に小児科救急医療を協力してもらうような手だてはまず無理でしょうか。もし少しでもそういう望みがあるのなら、考えていただきたいと思います。東京なんかでは、電話をかけると看護師と救急救命士らが症状を尋ねてくれて、その詳しい診断が必要なときは医師が相談に乗ったり、それから病院に急いでいく必要があるかどうか、救急車の搬送が必要だと教えてくれて、症状が軽く、自ら病院に行ける判断をされれば、対象となる診療、もとより病院を紹介してくれるというシステムが都内では立ち上がっているそうです。この間新聞かテレビがちょっと忘れてしまったのですが、厚労省のほうでも各茨城県、栃木県、そういうのを抜かして、近くの小児救急で診られるようにそういう案を立ち上げたいという話はちょっと小耳に挟んだのですが、そういうことについてはお聞きしていますでしょうか。

それから、先ほど遊湯館の話ですが、人数が減っていますよね。19年度から20年度に利用者が減っている。この間のこのいただいた決算主要施策説明書の中には、ほかにいい施設ができています。それから、景気が悪くなったからこの人数が、利用人数が少ないのだという所見が入っていますけれども、私はそれだけではないような気がいたします。市民のニーズを利用者の要望をどういうふうに入力して、この遊湯館を運営しているのか。それから、今やっている企画に加えて今後どんな企画をして利用者を満足させていこうと考えているのか。先ほど介護者の料金については、いい方向で考えるというお答えをいただいたと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。前向きということで

はなくて、いい結果が出るようにぜひ議論をして、市民の要望にお応えいただきたいと思います。

これで2回でしたっけ。

○議長（榎戸甲子夫君） もうこれで終わり。

○7番（稲葉里子君） 3回でしたっけ。では急いでやります。済みません。

この遊湯館は、開館してから6年たちますよね。さっき少しずつリニューアルをしているというお話をいただきましたが、利用者を増やすためには、事業の取り組みの努力だけでは限界があると思うのです。利用者という、市民というのは非常にわがままで、遊湯館の施設の新鮮味がなくなったとか、感じている利用者は結構いると思います。利用者は常に新しいものに目が移ります。そろそろ6年目にして、リニューアルの必要があると思われます。しかし、さっき管理者の方からお金がないのでという話が出ましたが、ただ、リニューアルするためには、各市町村の分賦金が増えるわけですね。でも、毎年少しずつリニューアル計画を立てて、無駄のない実行をしていけたら非常にこの利用が多くなるのかと思います。

それで、もう一回ここで3回目の質問ですので……

○議長（榎戸甲子夫君） お静かにしてください。

○7番（稲葉里子君） 3回目の質問ですので、この介護者の料金のほうは慎重に審議をしていただいて、なるべく値下げという方向でやっていただけたらありがたいと思います。

それから、まだ時間はありますよね。

〔「十分」と言う人あり〕

○7番（稲葉里子君） （続）時間がちょっとあり過ぎて。

〔「全部聞かなくていいんだから、やりなさい」と言う人あり〕

○7番（稲葉里子君） （続）はい、分かりました。済みません。

それで、結城市の現状をちょっとお話しさせていただきますと、結城市の乳幼児を抱えているお母さんたちは、「筑波メディカル病院を知っていますか」と言うと、「名前は聞いたことあるけど、どこにあるか分からない。それから、利用もちょっと今のところは考えられない」という辛らつな返事が返ってきたのですね。それは遠いからですよ。遠いのですよ。それで、近いところの筑西市と桜川市は非常に利用していますよね。だから、結城市民としてはこんなに分賦金を出しているのに、26人しか利用していない。これはどういうことか、ちょっとよく聞いてくれという市民からの意見もありましたので、お聞きしているわけなのですけれども、栃木県の自治医大が近くにあり、ふだんから利用しているお母さんたちが多くて、小児科が非常に完備しているのですね。それで、救急のときも自宅から病院に電話して、「行っていいですか」と言うと、向こうも「オーケー」ということで、すぐ自分の車で救急車を頼まなくても行けるという何かすごく恵まれているのですけれども、自治医大のほうでも県違いだから、なるべく来ないでくれと言われるときもあるらしいのです、患者さんによっては。だから、患者が多くなれば、県外ということで断られるかもしれません。そうなったときは、も

う結城市民はアウトですので、この筑波メディカルセンターをいかに利用するかということで、広域の方の力をかりながら結城市でもなるべくこの筑波メディカルセンターを使えるような方法が考えられればいいと思いますので、ここで広域の方のご意見を聞きたいと思います。

それから、もう一つ、遊湯館のほうで忘れてしまったのですけれども、遊湯館で私プールを1年間使わせていただいたのですね。そのプールのときに非常に不便なのは、これは利用した人が全員言うからまず間違いないと思うのですけれども、プールに入ると水着のままおふろに行けないのですね。それはどんな理由かなと思ってはちょっといるのですけれども、それは後でお答えください。1回水着を着て、そのまま水滴をきれいにしておふろに行ければ、非常にプールとおふろが一緒に使えるのですけれども、一旦また水着を脱いで、それで洋服を着て、またとことこと違う、ちょっと離れた、離れたというよりも、ちょっと歩く行程がある建物まで行かないと、部屋まで行かないと、温泉が、お湯に入れないのですよ。それは非常に使いづらいと。構造上の問題で今から変えることはできないのでしょうか、あれを何とかスムーズに考えてもらえないでしょうか。あるお母さんたち、きのう遊湯館に行って、20名ぐらいのお母さんたちに意見を聞きました。そうしたら、やっぱり市民も考えていますよ。小学生が使うプールのときに、首からタオルを2つに抜いて首だけ出すようなのをして、それで急いでそちらのおふろに行く。だけれども、非常に不便であるというお話を聞きましたので、そのこともお答えできるのか、このままそれとも下をきれいに何かすのこみたいなのを敷いて、水滴がついていても、後から行った人が滑ったり、そういう事故がないようにできるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

私の時間はたくさん余ってもったいのですけれども、質問はこれで終わらせていただきます。お答え、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（榎戸甲子夫君） 稲葉里子君の3回目の質問に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 稲葉議員さんの3回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目は、医療圏を越えた救急診療が可能になるというような報道がされているということに関しまして、これらを把握しているかということかと思いますが、現在私のほうではちょっとその点につきましては、まだ把握しておりません。この医療圏につきましては、県のほうの担当部局が医療整備課ということになりますので、これらのところによく問い合わせしながら、そういう情報を把握したいと考えております。

続きまして、もう一点ですけれども、どうしても結城市内の小児科の患者さんは自治医大のほうに行ってしまうというようなことで、分担金を支出しているにもかかわらず、筑波メディカルセンター病院を使用する人が少ないというような状況なわけですけれども、これは先ほどから稲葉議員さんがおっしゃるとおり、地域性が非常に大きく理由として挙げられるのかなと、どうしても距離的にも、自治医大のほうに近いですし、なおかつ自治医大病院のほうはかなり知れ渡っているというような状

況でございます。ただし、この事業の中で負担金を出して、その事業を実施しているわけですから、さらに筑波メディカルセンター病院の使用についてのPRを進めて、そちらのほうでも十分利用していただけるような広報活動を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 赤野間筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長。

○筑西遊湯館長兼きぬ聖苑場長（赤野間敏雄君） 稲葉議員さんの質問にお答えします。

筑西遊湯館では、昨年来入場者数の減少が認められるところでございます。PR活動のほか、運動プログラムの充実、各種イベント、スポーツマッサージ、フェイシャルエステ、そういった利用者の要望を取り入れて事業に取り組んでいるところでございます。入場者数の減少という状況に鑑みて、施設のリニューアルということでございますが、平成21年度では大広間の畳144畳の交換をいたしました。次年度は要望の多いトレーニング機器、そういったものを増やしていきたいと考えております。今後も計画的にリニューアルということを図り、入場者数の増加に努力したいと考えております。

プールの移動のことでございますが、プールからすぐおふろに行きたいという要望はあるのですが、通路がぬれて危険というようなことで、何か着がえて移動してもらっているわけでございますが、不便というような、そういった要望もございますので、試行期間、そういったものを設け、順次改善していくつもりでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（榎戸甲子夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番、中条美智子君。

〔8番 中条美智子君登壇〕

○8番（中条美智子君） それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

午前中の一般質問の中でも、地球温暖化とか、そういった環境問題の話が鈴木議員のほうからありました。地球温暖化とか、大気汚染とか、環境問題は、今もう本当に世界規模、地球規模の大きな問題となっております。その中で、私たちの一番身近にある環境問題の一つがごみ問題だと思います。しかし、ごみ処理は環境汚染をもたらすだけではありません。一方で、ごみは宝の山とも言われています。ごみと一口に言っても、いろいろあります。その人がもう使わなくなったもの、だから不用品だからごみとしてなる場合、それから壊れて使えなくなったからごみになる場合、ごみでもいろいろあるわけですね。ごみになるか、宝になるか、分別次第だし、処理次第だということです。

そこで、今回は環境センターについて何点かご質問させていただきます。

まず、現在筑西市、結城市、桜川市、この3市が広域事業として同一環境センターを使用しておりますけれども、それぞれの市で分別収集体制は統一されていないように見受けられることです。この現在の環境センター建設については、1990年代にダイオキシンなど環境ホルモンによる環境汚染が大きな社会問題となって、この筑西広域でも国の基準を満たせない老朽化した焼却炉であった。それなので最新の連続運転可能な焼却炉に転換したという経緯があると思います。稼働を開始したのは、たしか2002年か2003年だったと記憶してまして、当時は今のように3市ではなく、2市5町1村で、現在よりももっとごみ処理についても市町村によりさまざまな方法だったと思います。焼却炉の処理能力に合わせて、私が住んでおる結城市でも、以前の焼却炉ではプラスチックは燃えないごみとして処理されていたのが、この焼却炉建設にあたって、プラスチックは燃えないごみから燃えるごみにかわった、そういう経緯があったなど覚えております。でも、今は合併が進んで、2市5町1村から3市になりました。もう既に桜川市が誕生してから4年が経過しています。合併当時は、いろいろ合併した市町村で調整が難しいということもあったかもしれませんが、4年という歳月で、もうそろそろいろんな施策が落ちついてくるころではないかと思います。3市それぞれ違った自治体とはいえ、この広域事業に関しては、分賦金を出し合って、広域で運営している施設で、施設を建設するにあたっては、目的を持って建設してきたはずだと思っております。ですから、この環境センターを3市で一緒に使っていくには、統一していく必要があると思っておりますけれども、この広域行政としてはどう考えているのか、現状と今後の見通しについて答弁いただきたいと思っております。

特に蛍光灯、体温計、これは水銀が含有されているとして、環境省のほうでも分別収集を進めているはずですが、乾電池も同じです。どちらも有害ごみとして扱うように指導されていると思います。それから、スプレー缶、ライター、そういったものは爆発性のある危険物として取り扱う必要があると思っております。このようなものの分別収集について3市が違った収集体制を敷いているというのははなはだ私は疑問だと思っております。

次に、2つ目として、焼却灰など最終処分についてなのですが、当環境センターでは、最終処分場を持っていません。しかし、どんなに性能のいい焼却炉でも、焼却灰は出ます。さらに、午前中の質問でもありましたけれども、過去何年もの間、敷地内に埋め立てられた3万6,200トンという膨大な焼却灰、これを県外に持ち出して、これから先ほどのお話では10年以上、16年はかかるだろうというようなご答弁ありましたが、そういった最終処分をしなければならない。この最終処分にも多くの処理費と時間、それがかかることとなります。これは処理費と時間だけではなくて、その最終処分をしてもらう地域の理解というものも、これが一番難しくもなってくるのではないかなど、これから思うのですけれども、そういったことがかかるということを念頭に置かなければならないと思っております。ですから、その最終処分地、そして経費も含めた最終処分に対する長期的見通しと対策についてお聞きしたいと思っております。

3つ目に、リサイクルプラザについてです。このリサイクルプラザというのは、環境センターの筑

西広域だよりですか、それで見ますと、時々は出てくるのですけれども、市民の皆さんにはこのリサイクルプラザというのが全然「ほう、そんなものがあるの、それはどこにあるの」、それがどこにあって、どういう役目をしているのかということが全然見えてきていないようなのです。この存在はすごく薄いのかなと、よその環境センターのほかの設備、施設と比べると、すごく存在が小さいような気がします。でも、先ほども言いましたように、ごみは宝の山です。リサイクル次第では、宝が生まれるのです。リサイクルプラザでは、ごみとして持ち込まれたものの中から、まだ十分に使えるものを補修、再生しているコーナーがあります。そのコーナーがどのように利用されているのか。そして、圏域の市民へ周知はどうされているのかお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（榎戸甲子夫君） 中条美智子君の1回目の質問に答弁願います。

近藤次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 近藤邦男登壇〕

○次長兼環境センター所長（近藤邦男君） 中条議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まず、分別収集体制統一等のご質問でございますが、組合の規約におきまして、共同処理する事務というものが定められております。環境センターの共同処理する事務、これはごみとし尿の処分に関することとなっております。収集運搬、これまでは市の業務、組合は中間処分から最終処分の埋め立てまでということになっているわけでございます。したがって、分別収集体制に係る業務、これにつきましては、市において処理することとなりまして、3市の爆発性、危険のある蛍光管、スプレー缶、ライター、これらの分別収集体制について、現状、これをご報告、ご紹介いたしたいと思っております。

まず、結城市でございますが、蛍光管、乾電池につきましては、有害ごみとして月1回収集しており、蛍光管については、割らずに環境センターへ搬入しております。カセット式ボンベまたはスプレー缶、ライターについては、不燃ごみのうちの危険物としてカセットボンベ、スプレー缶については、使い切って穴をあけ、ライターについては同様に使い切って、他の不燃物と分けて出すこととなっております。これらの出し方については、結城市環境カレンダーにて市民の方々に周知しているということでございます。

次に、筑西市、桜川市でございますが、スプレー缶、カセットガス、これらにつきましては、燃やせないごみとして、収集車の火災の事故、こういうことにつながるため、必ず穴をあけて筑西市では穴があけたのが分かるように、火気のない屋外でへこませて出すようにPRしております。また、蛍光管につきましては、分別をせずにガラス類として燃やせないごみとして出しており、乾電池については、筑西市では各自治会のリサイクルの日に出すこととなっております。また桜川市では資源ごみとして月1回収集しており、ごみカレンダーやポスターにて市民に周知しております。

以上、構成3市の現状でございますが、分別収集体制の統一、これにつきましては、筑西市、結城

市、桜川市、それと当筑西広域組合、この3団体で構成しております筑西広域圏内環境保全研究会が
ございます。3市と筑西広域組合が連携いたしまして、事務事業の研究や研修を行い、地域の生活環
境、これを保全することを目的といたしまして、情報の分別収集、情報の収集交換、苦情処理研究、
減量化の研究や研修、これを行ってございますので、3市の分別収集体制、これらにつきましては、
この研究会に提案をいたしたいと思っております。どうぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、焼却灰の最終処分に対する長期的見通しと対策についてのご質問でございますが、現在環境
センターで排出された焼却灰等は、3カ所の最終処分場に搬出してございます。まず1つ目が、山形
県米沢市にございますジークライト株式会社の最終処分場でございます。現在の埋め立ての残容量で
ございますが、125万3,000立米でございます。最近、直近の平均の埋め立て量でございますが、約8万
8,000立米でございますので、あと14年間の長期搬出は可能でございます。また、昨今の減量化、リサ
イクルの推進によりまして、埋め立て量、これは減少傾向にあるため、14年よりは延びるものと推測
されております。

2つ目が、長野県飯山市大字静間でございます飯山陸送株式会社、これの最終処分場に委託してご
ざいます。ここの現在の埋め立て残容量でございますが、5万7,163立米でございます。新たな新規最
終処分場として12万立米、これを有してありまして、平成23年度からはまた新たに15万立米の最終処
分場が稼働予定でございます。ここは年間埋め立て量が約3万立米でございますので、あと10年間は
搬出可能でございます。

3つ目でございますが、笠間市福田65番地の1にございます茨城県が100%出資の財団法人茨城県環
境保全事業団エコフロンティアかさまでございます。現在は茨城県のリサイクル建設資材認定証、こ
れを受けてございます3つの道路会社、ここに熔融スラグを搬出、トン当たり100円で売却している
ところでございますが、この3つの道路会社にストックし切れないスラグの埋め立て処分、これを委託
してございます。ここの残容量でございますが、210万1,500立米でございます、年間の埋め立て量
が約10万立米でございますので、あと21年間の埋め立ては可能でございます。3社とも残容量につま
ましましては、心配ないと思われるところでございます。

次に、リサイクルプラザにおける再生品の利用方法並びに圏域住民に対する周知についてのご質問
でございますが、現在の環境センター、平成15年3月竣工でございます。

まず、再生品の利用方法でございますが、当初環境センターに搬入されたごみ、つまり粗大ごみで
ございますが、これから再生可能な家具や家電製品、自転車など補修、再生する機能を持たせた施設
としまして、リサイクル工房、またリサイクル工房で修理、再生させた再生品の展示及び供与をする
施設として、リサイクル品の展示コーナー、これを設けてございます。当初でございますが、組合職
員の中に家具や家電、自転車、これらの修理に関する技能と知識を兼ね備えた人材がないというこ
とから、平成16年度と平成17年度の2カ年度におきましては、シルバー人材センターと委託契約を
いたしまして、家具類の再生作業を行ってございます。しかしながら、なかなか再生可能な状態で環境

センターへこの家具類、これが搬入されていないのが現状でございます。また、リサイクル工房、これを一般の方々に利用していただくことも考えられますが、現在条例等の整備、定めがされておられませんので、一般の方々に今すぐ貸し出すということは難しいと思います。ただ、見学を兼ねた実地体験としての利用、活用はできるのではないかと考えられます。また、この場合でも、けが等をした場合の対応等については、今後の検討課題としてまいりたいと思います。

次に、再生品の圏域住民への周知でございますが、再生品をリサイクル品の展示コーナー、ここへ展示をしているのみでございます。現在は特に周知はいたしてございません。ただ、4月から7月にかけて県内約40校の小学4年生が社会科の見学で毎回訪れております。現状はリサイクル品の展示数も少ないことから、リサイクル工房の利用、活用と併せまして、再生品の有償、無償における供与方法につきましても検討課題としてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

それと、最終処分に係る経費というお尋ねでございますが、まず1つ目が、ジークライト株式会社でございますが、焼却灰といたしましては、トン当たり税込みの3万3,075円でございます。飯山陸送株式会社は、トン当たり3万3,600円でございます。エコフロンティアかさま、これは熔融スラグの委託をしているわけでございますが、トン当たり1万9,800円となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（榎戸甲子夫君） 8番、中条美智子君。

○8番（中条美智子君） では、2回目の質問いたします。

今、収集体制、3市の収集体制を伺いました。今のセンター長さんの話ですと、先ほどの午前中でも同じようなお答えを別の議員になさっておりましたけれども、この役割上処分、中間から最終までの処分が環境センターの仕事であると。運搬、収集は各市町村の役割なので、はっきり言って自分たちには関係ないのだがというような言い方に私は聞こえたのですけれども、3市でやっているということは、やはり自分たちだけのその役目を果たせばいいというものではないと思うのです。やはりこの事業を正確に執行するには、それはもちろもち屋がきちんとすることは当然ですけれども、そのすべての段階に関わるところで、どうすればその事業がちゃんと執行されるかということをし合いながらやっていかなければならないのだと思うのですよ。ですから、その中間処分から最終までが私たちの受け持ちだからという、そういった考えでは、いろんなその執行をする業務において何かちょっとそれではうまく進まないというのではなくて、適正ではない。ちょっと無責任かなというふうに申しわけありません。私言葉悪いかもしれませんが、私はそう思います。これはやはり自分たちの職分ではないけれども、この部分はおかしい。これはこうしてほしいということ、最終処分を受け持つ環境センターとして、その3市に提案していく、提言していく。3市はもしかしたら気がつかないかもしれないのです、自分たち独自でやっていることを。ですから、それを全部受け入れている環境センターのほうでそういったことを提案するというのも環境センターのお仕事の一つではな

いでしょうか。言われたことをちゃんと執行すればいいというのではなくて、それが自分たちで努力して、何でも物事をよくしていくという、そういった根源になるのではないかと思いますので、こういった考え方を堂々と答弁なさるのはできたら控えていただきたい、そう思います。

それで、今、私特に蛍光管について申し上げましたけれども、環境センターでは蛍光管の破碎機という設備がしてあります。環境センターのこの設備ができたときに、私は結城に住んでおりますけれども、結城の担当者が「これから環境センターにはこういうものができたと、蛍光管は有害物質を含んでいて、それが割れると、空気中に、大気中に飛散してしまっ、問題な物質だから、そのためにつくったのだから、うちのほうはそのために分別回収をすることになりました」というふうに私は担当者のほうから聞いたのです。ですから、よその市町村も当然それをやっているものだと思っていました。共同してつくった環境センターに、皆さんのその3市の合意でそういう設備ができたのだと思ったからです。でも、先ほどの答弁では平成15年から稼働している。もう平成21年ですよ。6年たっています。6年たっても、これから検討していきます。それはないのではないですか。もう6年です。検討するのだったら、もう建設時には何年後にはどうしようというふうな、そういった検討があつてしかるべきで、これから検討しますというのは、とても遅い考え方だと私は思います。

結城市以外のよその2市では、不燃物と一緒に集めている。恐らくそれでは粉々になってしまうと思います。集める、割れてしまったら、ガラスですから、それは燃えないごみでしょうけれども、その中の有害物質は処理されないで、そのまま大気中に飛散されてしまうわけですよ。そうしたら先ほども繰り返すようですよけれども、何のためにつくった施設か、その施設も意味がない。市民にもそれを知らせていないのかもしれないと思うのです。なぜ蛍光管を別に集めるのか、それには意味があるのだということをちゃんと知らせれば市民はきちんと分別して収集に協力するはずですよ。そういった装置をつくったということ自体が、本当はそれを守らなければいけないのに、そういう収集体制を敷いていないから、その施設が今全部とは申しません。使っている部分もありますから。でも、よその桜川市と筑西市ではそういう体制をしていないということは、その施設がかなり無駄になっていると、私はそういうふうに思います。ですから、ぜひ検討するというだけではなくても、そういう目的でつくったのだから、そうしてくださいというふうに、やはりこれは環境センターのほうで3市にそういった提言をして、そういった収集をしてくださいとお願いする、そういう方向で収集体制を変えていただきたい、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、スプレー缶とか、ライターとか、爆発性、引火性があるもの、分けてどこの市町村も分かるように分けて出してもらっているということですよけれども、実際にこれは市民の責任でもあるのですけれども、結城市でも年間に何回か、2、3回ごみの収集車から発火したとか、煙が出たとか、そういう事故が起きています。ですから、ほかの筑西市さん、桜川市さんでも同じような事故が恐らく起きているのではないかと思います。全国的に見ても、ごみ収集車の火災というのは、かなりの件数があるといつだったか新聞の報道をされていたことがありました。やはりこれは収集運搬にあつ

ている人たちの命に危険のあることですから、その辺はもうこれもセンターとしてもきっちり指導していただきたい。そして、ここに3市の市長さんいらっしゃいますけれども、3市でも市民にお願いするのではなくて、これは人の命の危険を守るために徹底するように、そういったことを市民にお知らせして、分別してほしいと思います。

それで、その蛍光管とか、乾電池、それとライターとかですけれども、それが環境センターで最終処分されるときに、どういうふうな処分のされ方をしているのか、現在のところ、これ数字まで出してくださいとは私も言っていなかったもので、いきなり出るかどうか分かりませんが、分別収集されているものの中で、どのぐらいの量が、どういうふうに処分されているのかというのを分かたらご答弁ください。

まず、同じ広域の同一センターを使用していることですので、3市共通の基準で分別収集の体制、今言った蛍光管だけではなくて、3市共通の基準で分別収集の体制を整えること、そういうことによってこの環境問題ということが効果が出てくるのだと思うのです。それぞれの自治体がそれぞれの体制でやっているのではなくて。それがもしできないとしたら、なぜできないのか、原因はどんなところにあるのかお答えいただきたいと思います。

先ほど保全研究会があるので、そこで提案して協議していきたいということでしたけれども、過去にそういうことが協議されたことはなかったのでしょうか、その辺お願いいたします。

それから、焼却灰に関してですけれども、焼却灰から精製した熔融スラグ、これは茨城県からリサイクル建設資材として認定を受けているというふうに向っています。これはとても素晴らしいことだと思います。全国にたくさんのごみ処理施設はあると思いますけれども、リサイクル建設資材のお墨つきを持っているところはそうはないのではないかなと思っています。でも、建設資材として認定があるのに、資材として引き取りたい。引き取りたいというか、利用されない。それで最終処分場にスラグとして持って最終処分として埋め立ててしまうというのは、とてももったいない話だなと思って私はお聞きしました。

さっきも申しましたけれども、ごみの宝の山、その宝の山をもう埋めてしまっ、そういうことになると思うのです。きょうの最初の管理者の話でしたかしら、私その熔融スラグがセンター長の話だったか、ちょっとよく記憶していないのですけれども、今まで県北ですか、何か2業者で利用していただけるかもしれないというようなことをよく聞き取れなかったものですからあれなのですけれども、そういうふうなお話があったように思いますけれども、やはりこのリサイクル、ごみからできた最終処分しなければならないスラグというのは、これからますますどんどん年ごとに増えていきますよね、量は。そうしますと、この処分というのは、本当に大きな問題だと思うのです。ですから、いろんなところに声をかけて、いろんな使い方を模索していただきたいと思います。道路建設だけではなくて、私、前に新聞で読んだことがあったのですけれども、建設資材、ここにも建設資材と書いてありますけれども、建築物を建てる場合も、それを混入することで利用が図られたというような新聞

記事を何年か前に拝見したことがあります。ですから、これからまだまだ新しく使用できる分野が開拓できるのではないかと考えております。この有効利用に対して本当にセールスというほどではないかもしれないけれども、自信を持って売り込んでいくというようなことはなさっているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

それから、先ほどトン当たり100円でエコフロンティアかさまに最終処分として持ち込まれているということでしたけれども、もし有効利用して使っていただくときも、トン当たり100円なのでしょうか、それはそれから溶融スラグを1トンつくるのに、大体環境センターのコストとしてはどのぐらいかかっているのか、もし数字が分かるようでしたら教えていただければいいのですけれども、よろしくお願いたします。

それから、今までその溶融スラグを使っていたところ、そういうところの使った評価とか、評判とか、そういうものはどうだったのか、それも聞かせていただければと思います。できるだけ資源として活用してほしいということなのですから、溶融スラグについては、その点お願いいたします。

それから、リサイクルプラザですけれども、結城市の場合、粗大ごみとして集積場に出されたものは、破砕車で全部ばらばらにして破砕して、環境センターに持っていくのです。ですから、例えばどんなに出した方がこれはまだ使えるからだれかに使ってもらいたいと思って出したものでも、全部破砕されてしまうので、それは環境センターに運ばれるときには、結城市の粗大ごみ、結城市の集積場に集められた粗大ごみというのは、もう全部使えなくなってしまうのです。私それすごくもったいないですねと生活環境課のほうに申し上げたのですけれども、ほかの市町村は粗大ごみをどのように集めているのか、それぞれ違うと思いますけれども、環境センターに運ばれてくるものでリサイクル品に利用できるものというのは、どういうふうを持ち込まれたのか、その辺もし分かりましたら、答弁いただきたいと思います。できるだけごみを減らすということは、焼却を減らすことで、リサイクル可能なものはリサイクルに回すということを念頭に置かなければならないと思うのです。ですから、今の方法がいいとか、悪いとか、お金がかかるとか、かからないとかということは別として、再検討をしていかなければならないと思いますので、その辺のご答弁お願いいたします。

以上で2回目終わります。

○議長（榎戸甲子夫君） 中条美智子君の2回目の質問に答弁願います。

近藤次長兼環境センター所長。

○次長兼環境センター所長（近藤邦男君） 中条議員さんの第2回のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど収集体制、これは市の業務のうちであるということで、私のほうでご説明申し上げました。全くそれは環境センターに関係のないということだというふうなお感じをしたということでございますが、私ども全く関係ないというようなことは思っておりません。ただ、先ほど申しましたように、やはりその業務の内訳というものはございますので、私ども環境センターのほうでこれを収集体制

云々ということをご提案云々する場所として、先ほど中条議員さんも申されましたように、筑西広域圏内保全研究会という筑西市、結城市、桜川市、筑西広域組合で構成しているそういう団体がございますので、ここで先ほど答弁しましたように、収集体制、分別収集、それと蛍光管のリサイクル、こういうものについては私ども環境センターのほうから、この会の中でご提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

次に、蛍光管がどのように最終処分されるのかというお尋ねだったかと思えます。環境センターへ持ち込まれた蛍光管でございますが、蛍光管専用の破砕機が先ほど中条議員さんも申されましたようにございます。この蛍光管で専用の破砕機で破砕された蛍光管でございますが、平成20年度、今年は契約まででございますが、野村興産株式会社というところと契約をしております。これは蛍光管と乾電池でございますが、野村興産株式会社が所有しています北海道北見市にございますイトムカ工業所というところでこれを再生利用するために、水銀、アルミ、鉄、亜鉛等を回収して、再利用をしているということでございます。

それと、数量でございますが、まず蛍光管でございますが、20年度環境センターで処分した数量でございますが、8,250キロでございます。この8,250キロ、うちのほうは処分して、処分の支出をしております。キロ単価93.45円で処分をお願いいたしまして、77万962円の処分量、これがかかってございます。

それと、リサイクルの量がどのくらいか、環境センターに持ち込まれているのがというご質問でございます。20年度でございますが、まず鉄、アルミ、瓶類、ステンレス等の数量等をご報告いたしたいと思えます。まず、鉄でございますが、ばらばらの、鉄のばらと呼んでもございますが、それが合計の数量でございますが、81万7,250キロでございます、鉄のばらが。鉄の成型、プレスをしたものでございますが、これが18万5,800キロでございます。同様に、アルミのばらでございますが、9万50キロでございます。アルミの成型、プレスでございますが、4万4,600キロでございます。それと、ステンレス、ステンレスでございますが、8,650キロでございます。それと、被覆銅線、コード類でございますが、1万3,710キロでございます。それと無色の瓶でございますが、16万5,210キロというような数字が出ております。

それと、溶融スラグについてのお尋ねがございました。先ほど中条議員さんのご質問の中で、ちょっと勘違いかと思われませんが、トン100円でもってエコフロンティアのほうへというお話でございましたが、私のほうで申し上げました内容は、トン100円でうちのほうから溶融スラグ、アスファルト合材をつくっている3つの道路会社へトン100円で売却しているという内容でございます。

それと、溶融スラグをつくるための原価はどのくらいかというお尋ねでございますが、原価についてはちょっと計算等してございませぬので、戻りましたらば、その計算をして、後刻中条議員さんにご報告したいと思えます。ご了承願いたいと思えます。

それと、その溶融スラグを使つての評判はいかがなものなのかというご質問でございますが、先ほ

ど申しましたように、県のリサイクル認定資材を受けている3つの道路会社で、今うちのほうから熔融スラグを持って行って、アスファルト合材を使って道路の舗装工事等を行っているものでございますが、今現在うちのほうへはそれをやってみて、評判が悪かった云々という報告は来てはございません。なおこの後引き続きその辺の聞き取り調査をして、良質なものを作成、搬出するように心がけたいと思っております。

それと、この熔融スラグでございますが、先ほど申しましたように、エコフロンティアかさまのほうは、3つの道路会社のほうでストックし切れないものをちょっと処分していただいているということで、せつかくつくったものを処分するのはもったいないと、そういうことでどういうセールスをしているのかというお尋ねでございます。その前に、熔融スラグでございますが、平成20年度の発生量でございますが、約3,941トン、3,941トンの熔融スラグが発生してございます。その中で、道路会社のほうへトン100円で売却した数量でございますが、これが3,246トンでございます。3,246トン。この3,246トンのうち、どのくらい実際にアスファルト合材として有効利用がされたのかと申しますと、1,780.6トン、1,780.6トンが有効利用されてございます。大まかなこの内訳でございますが、1,780.6トンのうち、公共工事に使われた量でございますが、1,241.75トンでございます。民間工事に使われたのが538.85トンでございます。パーセンテージでいいますと、公共関係が約7割、民間関係が3割の有効利用のパーセントとなっております。

それでまた、この有効の熔融スラグのこの利用促進、セールス等はどのようにしているのかというお尋ねでございます。これにつきましては、従来どおり3市へのさらなる有効利用のお願い、これをしてございます。それと同時に、茨城県の工事、県工事においても、スラグ入りのアスファルト合材、これを使っただけのようにお願いをしてございます。7月でございますが、まず地元の筑西土木事務所、こちらのほうへお伺いいたしまして、熔融スラグを県工事においても使うようにお願いしたいということを申し入れてございます。土木事務所のほうでは、平成21年度からトライアル、試験的には工事発注をする見込みであるというお答えでした。それと、1週間後には茨城県の知事あてに要望書を携えて事務局長ともども県の秘書課のほうへお願いに行ってみました。秘書課長補佐の同道で担当課の廃棄物対策課、ここへ行きまして、熔融スラグの有効利用をお願いしてございます。廃棄物対策課のほうから後日電話がありまして、検査指導課のほうへは知事あての要望書の内容はちゃんと伝えた。それで、やはり21年度からスラグ入りのアスファルト合材、これを使用した道路工事、これが県で試験的に行われるという報告を受けてございます。

また、民間での利用促進のために、茨城県の建設業協会筑西支部というものがございます。ここには桜川市さん、筑西市さんの団体が含まれてございます。全部で40社ほど加盟してございます。それと、桜川市さんのほうでは、桜川市未来クラブという建設業の団体があるということをお聞きしましたので、そちらのほうへもお願いに行ってきました。こちらは約68社ほど加盟しているものでございます。それと、結城市でございますが、やはり建設業協会ということで、18社ほど加盟してございま

す。おのおのの代表者の方の事務所へ直接お伺いして、民間での熔融スラグの利用、これをお願いしてございます。全部で会員の方126社になりますけれども、有効利用の文書等を送付して、1トンでも多くの熔融スラグ入りのアスファルト合材、これを使っていただけるようお願いしてございます。

また、先ほど中条議員さんも建設資材云々というお話がございました。そのようなものに使われると。熔融スラグではなく、スラグそのものを下水道管の埋め戻し、これにそのまま使っているというお話を聞いておりました。例えば広島県の福山市や兵庫県の高砂市、こういうところでスラグそのものを下水道管の埋め戻しに使っているということをお聞きしましたので、各下水道の担当課のところへ行きまして、そのスラグの利用、下水管の埋め戻しに使っていただけるようお願いしてございますが、やはり茨城県のリサイクル認定資材の単価表というものがございます。この単価表に熔融スラグそのものが載っていれば幾らでも使えるのだがということをお話をお聞きしましたので、その後再度県のほうへ出向きまして、検査指導課のほうへ行ってお願いしてございます。この県の単価表のほうへ熔融スラグ自体の記載をお願いいたしました。ただ、県の担当者の方が言いますのには、やはりまだまだ明確な基準がないので、今現在単価表への記載はお断りしているということでもございました。

また、このアスファルト合材、これにつきましては、茨城県のリサイクル検定資材の率先利用手順書というものがございまして、アスファルト合材を道路工事で使用する場合は、当面試験施工にしないという規定がございまして、やはりそういうことがございまして、この検査指導課においても、21年度から試験的に発注する予定であるということをお聞きしております。その後、すぐではございますが、3つの道路会社のうちの1つの会社から、県の工事でございますが、アスファルト入りの合材の使用する県の発注工事を2件ほど受注したという報告を受けてございます。1つは、桜川市長方地内、東山田岩瀬線の交差点改良工事で、延長が50メートル、平米数が300平米でございます。もう一つが筑西市高田地内、高田筑西線の道路改良舗装工事で、延長が200メートル、2,900平米の2つの工事を受注したということでもございます。今後は徐々にではございますが、県工事にスラグ入りのアスファルト合材の利用促進というものが図られるのではないかと考えております。たとえ試験的な工事ではあっても、一つでも多くの発注が県からありますように、これからは足しげく構成3市はもとより、県、県土木事務所、県の検査指導課、こちらのほうへ通い、スラグの有効利用をお願いするつもりでおりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（榎戸甲子夫君） 8番、中条美智子君。

○8番（中条美智子君） 熔融スラグについては、詳しいご説明いただきまして、よく理解できました。当局のその熔融スラグの売り込みというか、セールスのご努力に敬意を表したいと思います。お世話さまです。

熔融スラグもそうですけれども、最終処分場というのは、本当にこれから大きな問題になってくると思います。ですから、最終処分しなければならないものをいかに減らしていくか、それを本当に考えなければいけない。これは環境センターだけではなくて、私たち市民一人一人の問題でもあるし、

その市の行政の一番大きな問題になってくると思います。そのためにも、やはり3市足並みをそろえて、同じ環境センターを使っている3市足並みをそろえて、このごみ行政、真剣に取り組んでいかなければならないと思っておりますので、それぞれの市長さん、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、リサイクルに関してなのですけれども、多分皆さんご存じかと思ひますけれども、徳島県に上勝町という小さな町があるのです。そこは、2020年までに埋め立てとか、焼却を最小限にする、ごみゼロ宣言というのを議会でした町なのですけれども、そのリサイクル率は80%以上なのですね。ほとんどのものをリサイクルしている。でも、これでもまだリサイクルできるものがあるから、もっと頑張ろうというふうにやっている町なのです。うちのほう、この筑西地域の3カ所では、せいぜい40%ってないかな、三十何%かなと思ひますけれども、この小さい町で、小さい町だからできると言ってしまうとそれまでなのですけれども、今は恐らくこの80%というのは2年ぐらい前の数字ですから、今恐らく85%ぐらいいっているような話を聞いております。ですから、そういった先進地がどうやって分別して、どうやってリサイクルしているのか、どうやって市民の意識を高めているのかということもそれぞれ私たち議員もそうですけれども、みんなで研究して、本当にごみを出さない、そういった社会をつくっていくことに環境センターとしてもご尽力いただければと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（榎戸甲子夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について

○議長（榎戸甲子夫君） 日程第3、施設建設・環境整備推進特別委員会から、組合議会会議規則第77条の準用規定による筑西市議会会議規則第45条の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員長、大木作次君。

[施設建設・環境整備推進特別委員会委員長 大木作次君登壇]

○施設建設・環境整備推進特別委員会委員長（大木作次君） ご報告いたします。

本委員会は、平成21年2月25日の中間報告以来、審議を継続してまいりましたので、その経過につきまして中間報告を申し上げます。

平成21年7月21日に結城市、筑西市の組合議員改選に伴い、新たに選任されました委員により、委

員会を開催し、正副委員長の選出について協議し、私大木が委員長に選任され、副委員長に仁平正巳委員を選出いたしました。また、委員会の継続について確認し、合意いたしました。

次に、平成21年10月6日に開催しました委員会では、組合の中でも主要な施設である環境センターの概要について組合職員より、ごみ、し尿の受け入れ状況並びに灰溶融スラグの利用状況などの説明を受けるとともに、施設を視察し、各委員が現状を確認いたしました。

当委員会といたしましては、今後も環境センターをはじめ組合施設周辺の環境整備等につきまして協議し、関係住民が快適で住みよい環境づくりを推進してまいります。

以上、施設建設・環境整備推進特別委員会の中間報告といたします。

○議長（榎戸甲子夫君） 委員長の報告を終わります。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第4、議案第14号 財産の取得についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） ただいまご指名をいただきました大和田でございます。議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

議案第14号 財産の取得について

消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年組合条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 購入物品及び数量 防火衣一式 203組
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 金3,254万7,900円
- 4 契約の相手方 茨城県土浦市虫掛3314番地1号
株式会社土浦消防センター
代表取締役 中島英雄

平成21年10月28日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 吉澤 範 夫

でございます。

防火衣一式の仕様につきましては、1ページから4ページにわたり、イラストにて示させていただきましたので、ご照覧いただきたいと思います。

この案件につきましては、従来の防火衣一式の更新をお願いするものでございます。従来の防火衣一式は、平成5年に更新したコート型防火衣、ヘルメット、カバーつきゴム長靴の組み合わせであります。これらの防火衣につきましては、対応後15年が経過し、老朽化が著しく、複雑多様化、困難化する災害事象への対応に隊員の安全が保てない状況でもあり、安全性の向上と円滑な現場活動を行うため、上下式防火衣、ヘルメット、ベルト、編み上げゴム長靴一式の更新をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 今度の財産取得の問題について問いただしていきたいと思うのです。

この防火衣一式の更新ということについては、当然耐用年数も過ぎているので、理解はするのですが、この入札の経過の中で、ちょっと疑問に思ったものを感じたので、お聞きしたいと思うのです。

これは、この中身、一式というと、ヘルメット、しころ、防火衣上下、それからベルト、防火衣用の編み上げゴム長靴ということで5点セットだということなのだよ。それぞれのこの額というか、例えばヘルメットは、スターライト工業というのですか、これが幾らで、それからしころ、これが株式会社赤尾、3つ目に防火衣上下、これも赤尾、ベルトが藤井電工、防火衣用編み上げゴム長靴がシバタ工業と。しかし、大部分は防火衣上下のこれが大部分を占めると思うのですよ。それぞれの額を示していただきたい。

それから、このいわゆる防火衣のメーカーというのはたくさんあると思うのです、全国では。しかし、なぜこの赤尾のメーカーを指定したのかと、いわゆる入札に参加する業者にだよ、メーカーは赤尾にしてくださいと。ではなぜ赤尾がいいのだ。いいのだというか、赤尾のメーカーがすぐれているのかということなのかどうかも私らちょっと分からない。何がすぐれているのですか。ほかのメーカーではだめだったのですか。だから、指名競争入札というのは、メーカーを指定して、その指名された業者がそのメーカーに統一しなければならないという入札のあり方というのは初めて聞くのですが、こういうことは。メーカーというのはたくさんあるのですよ。それをなぜ赤尾というメーカーを指名された全業者にそれを徹底したのか。

それから、7社指名したと言うのだけれども、実際に2社はもうおりてしまったのでしょうか、2社は。地元にもこれは桜川市かな、筑宝産業株式会社というのもあるのだね、地元。これはいわゆる業者の選定にあたって、消防本部でも事務局でもいろいろ相談していると思うのですが、その今度落札した株式会社土浦消防センター、これを消防本部は推奨したというのだな、推薦。その今度落札した土浦消防センターをなぜ推薦するのかと。こういうのを聞くと、何かあれっと思うようなことが広

域行政では行われているのかなど。

だから、私が疑問に思うのは、いわゆる数あるメーカーの中で、赤尾という会社のメーカーを全指名業者に指定したこと、それからいわゆる消防本部は、今度落札した土浦消防センターを指名業者として推薦したと。これはどういうことなのだ。公正であるべき指名入札競争がですよ、必要とする消防本部がメーカーはこれ、業者は土浦消防センターだと、指名してくれと、こういう関わり方は何なのですか。

それから、私長い議員生活していますけれども、こういうのは初めてだ。本当は指名入札というのは、公正であるべきではないでしょうか。その辺をとりあえず聞いて、そして7社の業者、指名業者はどこどこなのか、地元は業者としたらどこどこなのかということをお尋ねしたいと。

○議長（榎戸甲子夫君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 鈴木議員さんのご質問にお答えします。

まず、入札経過の中で、個々の単価はというようなお問い合わせです。まず、個々の先ほど鈴木議員さんが申しましたように、5項目の品物があるわけですが、これにつきましての個々の単価を、これは入札、落札した単価になりますが、お話ししたいと思います。防火衣、上着、上着につきましては6万4,500円、下、ズボンですが、ズボンが4万4,500円、防火用しころ、1ページにあります、5,600円、防火帽、これが1万8,000円……

〔「単価ではなくて、総額も書かなければだめですよ、総額。」と言う

人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） （続）はい、失礼しました。それでは、上着が6万4,500円の1,309万3,500円でございます。続きまして、防火衣のズボンのほうになります。単価は4万4,500円で、903万3,500円でございます。続きまして、防火用しころ、これにつきましては、単価5,600円で、113万6,800円でございます。続きまして、防火帽、1万8,000円、総額で365万4,000円でございます。続きまして、安全帯、7,400円、150万2,200円でございます。続きまして、編み上げゴム長靴、これが1万2,700円、257万8,100円でございます。トータル、税抜きで3,099万8,000円でございます。ここに消費税が入りまして、消費税が154万9,900円、トータルで3,254万7,900円というような数字になろうかと思えます。

続きまして、メーカーがなぜ赤尾なのかということですが、県内のこの防火衣のメーカーにつきましては、大きく分けて2つのメーカーがございます。議員さんご指摘の赤尾製と、なおかつもう一つ、帝国繊維製と、この2種類があるわけですが、この防火衣に関しましては、国際基準というのがございまして、これは俗にISO11613というようなことで、これらにつきましては、消防仕様防護服の安全性の安全基準、こういうのが定められているわけですが、この安全基準の

中でも、さらに欧州型といいまして、ヨーロッパ型と、それとアメリカ型、こういうのがあります。その中で、この赤尾製につきましては、欧州型、こういうものに該当するわけなのではけれども、この欧州型といいますのは、日本の火災防御あるいは体質といいますか、体、こういうものがやはりヨーロッパ型、結局欧州型のほうに非常に合っているというようなことで、国内の各消防本部なんかもこの欧州型のつまり赤尾製の防火衣を選定しているというような現況であります。なおかつ茨城県内の状況なんかも調べてみますと、茨城県内に26消防本部あるわけではけれども、そのうちの17消防本部はもうこの赤尾製、これを使用しているというような実績もございましたので、赤尾製を選定させていただいたというような経過がございます。

次に、業者選定にあたっての土浦消防センターを推薦したということでございますが、実はこの防火衣につきましては、昨年来ご存じのように、北関東自動車道開通に伴いまして、あの北関東自動車道の桜川市管内には、約3キロにわたるトンネルが設置されております。このトンネル内の事故の場合の対処をするのに、従来の防火衣では安全性が保てないというようなことで、20年度で35着のこれは桜川消防署配置分の職員分なのですが、これを20年度に購入していただいたと、これがやはり赤尾製の納入業者は、これも入札を実施したわけではけれども、土浦消防センターで落札したというような経過がございまして、この今回の選定にあたって、この土浦消防センターがその実績としてありまして、かなり安価、安く落札しているというような状況もありましたので、この価格、落札価格を基準に予算見積もりをさせていただいたというような傾向もありまして、土浦消防センターを一応推薦したというような経過でございます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） なぜその赤尾にしたかということについては、2つのメーカーがあって、いわゆるいろいろ国際基準、安全性基準、いろいろやって、赤尾と帝国があるけれども、ヨーロッパ型とアメリカ型、赤尾のほうはヨーロッパ型で、体も日本人はヨーロッパに合っているというような話だね。ヨーロッパも同じアメリカの民族だから同じなのです。そんなに体形は変わらないのですよ。本当におかしなことを言う人だなと思ったのだ、今は。アメリカはイギリスから移住した人が多いのだ、フランスとか。ヨーロッパの人だよ、先祖は。体が合っているからと。日本人はそれほどヨーロッパ、アメリカとはそんなにまだまだ体格の差はあるのだよね。そういう基準でそのメーカーを選ぶというのは、私はこれは疑問だね。全然この議会で説得、納得するような説明ではないですから、それは。説明ではないですよ。体に合っていると、合っていない。アメリカ型の、ヨーロッパだのと、それはあなたらが言っている話ではないのかな。

それから、何ですか。土浦消防センターを推薦したのは、いわゆるこの今度北関東の道路がトンネル、桜川トンネルに対処するにはということで、35着買ったとは。土浦消防センターから。そのとき安価で落札していたから、見積もりもどうのこうの、一番安いだろうという話だ。それはあなたが

決めることではないのだよ。競争して決まるわけです。だから、そこまで専門家であるからということで、そういういわゆる業者の指定業者、入札のですよ。それから、そのタイプ、防火衣のタイプについても、そこまで介入しなければならない理由がなぜあるのだ。なぜ。過去の実績とか、そういう問題ではないのですよ、これは。前代未聞ですよ、こういうその指名業者を推薦してくるとか、メーカーを指定してくるとか。だって本来ならば、これ7社指名したけれども、5社が入札に参加して、地元の筑宝産業株式会社というのがあるのでしょうかに、これ桜川市に。こういう人たちは桜川市に納税しているのですよ、商売やって。そういう考えというのはつかないのですか、消防長。ただ、だからその高く買ってくれと言うのではないよ、それは。メーカーを指定すれば、5つの業者というのは、赤尾に対していろいろ業者間では力があるとか、ないとかと、仕入れの問題も関わってくるのですよ、そういうものは。土浦消防センターは、この筑西広域には税金を一銭も払っていないのだよ、ここへは。そういうやはり納税義務者に対する考え方って、これは必要だと思うのですよ。

何ですか、土浦消防センターは実績があって、その何だかんだと言っているが、実績といたって、その品物は同じなのだよ。例えば赤尾だって、あるいは帝国だって。どの業者が納入しようと。ただ、力の差がここに出たというのですが、でも、やはりメーカーを指定してくれば力の差は出てくるのですよ。つまり先ほども言ったように、トキワ産業とか、合資会社渡辺商店、有限会社鈴機というのがあるのだね。こういうところと土浦消防センターの落札した業者とのこの赤尾メーカーとの関わり合いがおれはどういうふうになっているのだから知らないけれども、やっぱりこれはでかい、土浦消防センターはある程度の取引高も大きいのでしょうか。そういう面でもひとつこれは考えさせられる話だと思うのですが、とにかく体がアメリカに合った、ヨーロッパに合ったの話ではないのですよ、防火衣というのは。

それから、過去に実績があったから推薦したとかと。どうなのですか、それは。

それから、指定したこの赤尾のしころと防火衣上下だけで、もう2,200万超えているのでしょうか。大部分大きくこれ赤尾のメーカーで占められているわけなのだけれども、もう一つ考えられるのは、こういうそれぞれだったら、ではヘルメットはどこの業者とか、それからベルトはではどこだとか、小分けにしてこれは発注したっていいのですよ、一括して土浦消防センターに全部渡してしまったのでしょうか、これ。私らは初め見たときは、あれっ、これはワンセットでどこのメーカー、全部赤尾かと思ったら、みんなそれぞれ違うのだよね、メーカーが。だったら、これ地元の業者もいるのだし、地元の業者にそれではベルトが何か防火用の編み上げゴム長靴とか、そういうものとか、そういった指名競争を小分けにしたっていいのではないの、これは。何で一括にしてしまったのですか、これは。一括して3,000万も超える話だよ。消費税入れて3,200万でしょう。これはやっぱり事務局も考えなければなりませんよ、この入札のあり方というのは。消防本部の言いなりではなくて。桜川市のこれは市長さんもいますけれども、中田さんが。怒られるよ、これは。どこだっけ、筑宝産業に。これ小分けできるのだもの、だって。一括してこれヘルメットだ、ベルトだ、防火衣用編み上げゴム長靴

まですべて土浦消防センターにこれ一括して落札してしまったわけだろう。こういうことを考えれば、やはりこれは考え直す必要があるのではないのかな。

まず驚いたのは、メーカーの指定と、それから業者の推薦をして、その業者がちゃんと落とされたということだよ。そういう経過の事実、これはもう曲げられないですよ、どう弁解しようと。その2点だけでも、これはもう否決ですよ、議会でこういうのは本当は。こういうやり方は。

答弁をお願いします。

○議長（榎戸甲子夫君） 鈴木議員の2回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） まず、1点ですけれども、この防火衣の国際の基準の欧州型について、ちょっと説明が足らなかったものですから、説明したいと思いますが、つまり日本の消防は、アメリカの消防とヨーロッパの消防を比較すると、消防の装備あるいは消防戦術といいます。これは防衛活動の火を消す簡単に言えば方法ですけれども、こういうのが似ているというようなことから、やはり国内でもこの欧州型の防火衣を採用している本部が多いというような状況でもございます。

〔「多いだろう」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） （続）はい。

それと、その小分けして入札してはどうかと。その前に、入札の参加業者ですけれども、鈴木議員さんご指摘のとおり7社の指名入札でしたわけでございます。その中には、今回落札した土浦消防センター、さらに地元では筑宝産業株式会社さん、それとミドリ安全筑波株式会社筑西営業所というような、管内にはその2業者に入っていたというような経過がございます。

それと、この小分けして入札してはというようなご指摘でございます。それらも十分今後におきましては協議をして、そのような方法ができるかどうか、よく協議しながら今後においては進めていきたいと考えております。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（榎戸甲子夫君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 今度は何ですか、この日本の消防は、火消しがヨーロッパ型に似ているというのだ、火消しが今度。さっきは体が合っているという話だ。

〔「体のほうですね」と言う人あり〕

○17番（鈴木 聡君） （続）ああ、そうなのだ。だって、両方今度は言っているのだね。体が合っているのと、火消しが似ているのだ。だから、そういう赤尾を採用しているのが多いのだ。では皆無ではないではないですか、帝国だって。赤尾が多いのでしょう、採用しているのは。それは体が合っている。さっきも言ったようにアメリカとヨーロッパはそんな体は差はないですよ。では何、消防本部の職員はみんな体でかいのか。

これ何ですか、それからいわゆる小分けにして入札をやるという話は、今後については協議する。それは今後ではもう遅いのだよね、こういう機会はそうはないのだから。だから、1回ここで否決し

てもらって、やり直したらどうなのですか。

とりあえずその2点、もう一度。

○議長（榎戸甲子夫君） 鈴木議員の3回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 先ほどから何回もご説明申し上げましているように、欧州型というのは、結局日本のそういうことで装備とか戦術が似ているということから取り入れているわけです。国内では多く取り入れているわけですが、やはりご指摘のとおり帝国繊維も取り入れているわけではありません。県内の状況をちょっと数字で見ますと、先ほど言いましたように、26本部のうちに17が赤尾、あとの6業者が帝国繊維というような状況にもなっております。

〔「では、あるのっぺよ」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） （続）あります、はい。ただ、国内あるいは県内でも、そのほとんどが赤尾製だというようなことでございます。

〔「競争になっていないのではないか、これ。推薦した業者が落とすのだから」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） （続）以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 11番、林悦子君。

〔11番 林悦子君登壇〕

○11番（林悦子君） 質疑をしたいと思います。

余り鈴木議員に地元の心配をしてもらってしまったので、ちょっとやっぱり聞かないわけにいかないという気になりました。

1点目は、この話は要するに2つある思うのですよ。1つは、製品そのものがとても特殊なものですよね、普通の洋服ではないですから、だからそもそもメーカーが限られているので、もう例えば消防の防具といったらこことこことこぐらいしかないというような多分世界の中で選ぶのだと思うのですね。そのよしあしとか、どこを基準に置くかというのは、これは私はしようがないかなというふうに思っているのですよ。その赤尾さんであろうが、何であろうが、普段使う人がそれがいいということがその業界の中では多分いろいろ情報交換したりしたときに、あれいいぞみたいなこともきくと多分あるのだらうと思っているのですけれども、もう一つ、だったらその品物をどう仕入れるかということによってちょっと幾らか不思議だなということがあるのだらうと思うのですね。先ほどらい推薦した、推薦したという言葉が出るのですが、推薦したというのは具体的にどういう行為を示しているのでしょうか。指名競争入札で7社集まっていて、推薦というのは何をどうすることなのか推薦ということなのかと思うのですよ。だから、その推薦したという言葉の意味をもうちょっと具体的に説明してもらいたいなというのと。

それから、これ普通に単純に見たら、話のやりとりを聞いていると、この株式会社土浦消防センタ

一というのは、この赤尾さんというところのほぼ代理店、県内代理店のようなものなのかななんて思っていて聞いていたのですね。だったら、そういうふうに説明してもらってしまったほうがよっぽど早いので、去年37組入れて、そのときの金額が安かったのであれば、例えば地元業者とか、そういうのを使いたいという気持ちが積極的にあれば、この単価内でおさまるのかとあって、随意契約でやるというやり方だって十分可能なのですよね。ですから、確かに幾つかの仕入れの仕方があった中で、メーカーだけが、使いたいものだけが決まっていて、そしてその仕入れのものもほぼここにやってもらいたいというのが決まったのだったら、普通指名競争入札するかねということで、どうしてもやっぱりちくはぐ感は否めないと思うのね。それで、議決してしまっても、何となくすっきりしないので、もうちょっとそのその推薦したという言葉の意味は、一体具体的にどういうことなのか説明をもらいたいと思います。

それから、先ほどらいのヨーロッパ型、アメリカ型という話出ていますが、これは私がある程度理解するというのは、アメリカに行ったのはアングロサクソンだから結構大きいでしょうけれども、ヨーロッパというと、普通ラテン系の人が多くて、フランス人とかイタリア人とか必ずしも体が大きいわけではないですね。ですから、それはあながち体形ということで、まるっきり合わないということではないだろうというふうには私は思うのだけれども、でも、一番最初にその理由を持ってくると、なかなかあれだったのではないかなと思いますよ、それは。その推薦したというのは、何をやったのか教えてください。

○議長（榎戸甲子夫君） 林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。登壇してください。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 林議員さんのご質問にお答えします。

業者の推薦は、どういうわけなのかということなのですが、実は業者を選定する場合に、業者選定委員会というような組織がありまして、その中でやはり協議をしていただきまして、その推薦業者を選定していただいているというような状況でございます。

また、もう一つ、土浦消防センターは代理店なのかということなのですが、土浦消防センター並びにこの赤尾の代理店につきましては、土浦消防センター並びにトキワ産業並びにたしか小池株式会社さんも赤尾さんの代理店というふうに認識しております。

以上でございます。

〔「3つは代理店なのですか」と言う人あり〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） （続）そうです。代理店です。

○議長（榎戸甲子夫君） 櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 林議員さんのご質疑にお答えいたします。

推薦はどういう意味を持つのかというご質問でございますが、まず入札を行う場合に、最初に指名選定委員会というものを開きます。これは職員11名によって組織しておりまして、事務局が事務局長を含め4人、それと各施設の施設長、それと消防から消防長、次長2名で選定委員会を開催することになります。この案件が出た場合に、通常その案件に対応する業者としてふさわしい、実績等も非常にあるという場合には、案件の所管からこういう業者は製品もすぐれているし、実績もあるし、安心できる業者なので、その指名業者の中に加えていただきたいというような申し出がある場合がございます。今回は土浦消防センターということで、先ほど消防長も申しておりましたが、桜川市の高速隊等の納入なんかも含めまして、いい製品を安く購入できるだろうという想定で、土浦消防センターもその指名業者に入れてもらえればということで話があったところでございます。

それを受けまして、指名参加願いが出ております業者の中から、今回でいきますと防火衣等の納入に対応が可能と思われまして7業者をリストアップしたところでございます。ただ、実際に入札の段階で2社が辞退して、5社で入札をしたという状況になっております。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 11番、林悦子君。

○11番（林悦子君） 困ってしまったな。ちょっと去年のことなので忘れてしまったのですが、今回一度に203組買ったわけですよね。去年三十何組を買ったわけでしょう。何で去年三十何組買ったのだったか。一度に何で買わないで、1年遅れで最初に三十幾つはトンネルのために買ったということだったのでしたっけ。1年違いで全部取りかえるのだったら、何でそのとき買わなかったのだろうなんて、要するに最初に三十何組納入しているから、5社で会えばそんなこと大体内輪の話で分かっているから、もう最初に37組入っていれば、ちょっとつばつけたみたいなきにやっぴりなるよね、普通。そういう表現の仕方でも申しわけないけれども、余りにも余計おかしくなってしまうのはあれだけれども、もう最初に37組入っているものと全然違うものは入れないでしょうね。だから、何で去年それは入れたのだったか。それトンネルのせいでしたっけか。

それから、そのときのこの5点セットは全然違うのですか、今回入れる5点セットと。

もうそれだけにしておくわ。余り広がってしまっても、防げなくなっちゃう。

〔「やってくださいよ。はっきり言ってください」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） 林悦子君の2回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

○消防本部消防長（大和田邦一君） 35着の装備についてですけれども、これにつきましては、昨年先ほど申しましたように、北関東自動車道路開通に伴いまして、トンネル内の災害、この災害に対処するためには、今現在の、従来の防火衣では対処できないというような判断がありまして、とりあえず20年度のその開通に合わせて、桜川消防署だけの35着を20年度に購入したというような流れでございます。

それと、その35着、昨年購入したものと今回の203着につきましては、全く同じものでございます。違うものはちょっと考えられませんので、全く同じものでございます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

〔「うん、もういい」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第14号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（榎戸甲子夫君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第5、議案第15号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,318万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,938万5,000円とする。

平成21年10月28日提出

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。今回の補正でございますが、当筑西広域と筑北環境衛生組合との合意によりまして、本年4月から筑西市協和地区と桜川市真壁地区とのし尿の搬入区域の入れかえに伴い、補正を行うものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。補正額1,318万9,000円でございますが、し尿処理経費の20年度の歳入歳出差引額から平成21年度に予算計上しておりますし尿の公債費分を差し引

きまして、1,318万9,000円を繰越金として歳入に計上するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目4諸費、歳入でご説明しました繰越金として補正をしました1,318万9,000円を協和地区と真壁地区のし尿の搬入区域の入れかえに伴い、3市に返還するものでございます。返還にあたりましては、均等割、人口割、し尿の搬入量に基づきまして返還金を算出し、結城市へ307万5,000円、筑西市へ787万5,000円、桜川市へ160万9,000円を返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第15号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（榎戸甲子夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（榎戸甲子夫君） 日程第6、認定第1号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

初めに、一般会計及び筑西ふるさと市町村圏特別会計について、櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） それでは、認定第1号についてご説明申し上げます。

平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度下記各会計決算を、監査委員の審査意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

記

1 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算

2 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算

についてまずご説明申し上げます。

お手元に配付をさせていただいております平成20年度決算主要施策説明書をご覧くださいと思います。

まず、主要説明書1ページをお開き願います。平成20年度の決算の総括でございます。

筑西広域市町村圏事務組合の業務運営にあたりましては、その財源の大部分が構成3市の分賦金であることから、効率的な事務事業の推進に努めるとともに、圏域の総合的、一体的な発展と併せ、魅力と活力ある圏域づくりのため、各種施策を推進してまいりました。

一般会計におきましては、まず議会費であります。円滑、効率的な議会運営に努め、総務費では事務局執行体制並びに関係市との連携強化を図ってまいりました。

筑西遊湯館では、利用者の増加を図るため、PR活動に努めるとともに、圏域住民が安全、快適に利用できるよう維持管理に努めてまいりました。

土木費では、県西総合公園の利用促進のため、新たにターゲットバードゴルフ場を整備し、供用開始いたしました。また、健康、スポーツに関する関心が高まる中、無料で各種スポーツ教室を開催し、圏域住民の公園利用を喚起してまいりました。

衛生費の保健衛生費では、圏域住民の生命を守るため、小児救急医療事業及び病院群輪番制の円滑な運営に努力してまいりました。

清掃費では、し尿及びごみの適正処理に努め、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制と、安全・安心な環境づくりを推進してまいりました。また、溶融スラグにつきましては、関係機関に働きかけ、1,780.6トンが利用されました。さらに、埋立廃棄物の撤去処分を平成19年度に引き続き実施し、20年度の処分量は1,937.43立米でございました。

火葬場では、会葬者の立場に立った施設運営を目指し、受付窓口のサービス向上に努めてまいりました。

消防費では、通信指令システムの活用により、圏域住民の生命と財産を守るとともに、救急業務の向上を目指し、救急救命士の養成に努めてまいりました。また、アスベスト対策事業としまして、筑西消防署明野分署及び結城消防署南出張所において除去改修工事を実施いたしました。

2ページのほうに入ります。労働費では、「ニート」対策にもつながります求職者対象の緊急雇用対策訓練をはじめ、施設の効率的な運営に努めてまいりました。

筑西ふるさと市町村圏特別会計では、金利の低迷の中で、引き続き国債により筑西ふるさと市町村

圏基金2億円の運用益の確保を図り、圏域のPRのための広報紙の発行やイベント事業を展開し、圏域の魅力の創出に取り組んでまいりました。また、昨年11月23日に開催されました筑西広域イベント「やっぺえ」は、晴天に恵まれて、3万人の来場者でにぎわいました。

老人福祉事業特別会計では、利用者に快適なサービスを提供するため、設備の衛生管理や接客サービスの向上に努めるとともに、利用客を増やすためのPR活動を展開してまいりました。

続きまして、3ページをお願いいたします。20年度の各会計ごとの決算の総括表でございます。まず、第1表ですが、歳入の一般会計と特別会計の合計が63億851万1,769円で、歳出合計が60億376万968円で、歳入歳出差引額が3億475万801円でございます。

次に、第2表の各会計決算の前年度比較表についてご説明申し上げます。2カ年度の比較をしております。まず、歳入でございますが、合計欄で20年度は63億851万1,769円で、19年度に対し約1億4,300万円余り少なくなっております。20年度に減額となった主なものとしましては、一般会計では前年度繰越金や筑西遊湯館、県西総合公園の使用料などの減でございます。

また、筑西ふるさと市町村圏特別会計では、前年度に対し764万5,000円が減額となっておりますが、繰越金、繰入金などが減額の主なものでございます。

老人福祉事業では、前年度に対しまして985万円余りが減っていますが、利用者の減少による飲食提供費などの雑入の減が主なものでございます。

続きまして、歳出でございますが、一番下の表になります。一般会計、特別会計、合わせて20年度は60億376万968円で、19年度に対し1億3,539万円余りの減額となっておりますが、一般会計では職員給与関係経費あるいは公債費などが主なものでございます。2つの特別会計では、人件費や燃料費の節減、契約先などが減額の主なものとなっております。

続きまして、5ページをお開き願います。一般会計の決算状況でございます。まず、歳入の説明を下段の表の一般会計歳入決算額でご説明いたします。

1番目の分賦金でございますが、前年度に対しまして2,996万円多くなっております。これは消防費の分賦金が増えたことが主な理由でございます。

2番目の使用料及び手数料でございますが、予算に対し決算額が2,278万円余りの減となっております。減額の主なものとしましては、筑西遊湯館の使用料が995万円余りの減となりました。これは近隣に類似施設がオープンしたことなどによるものと考えております。また、県西総合公園のターゲットバードゴルフ場などの使用料198万円、環境センターのし尿、ごみ処分手数料1,245万円などが減額となったものでございます。増額となったものもございまして、きぬ聖苑の畜場使用料100万円、消防手数料28万円などで増減を相殺しまして、2,278万円余りの減額となったものでございます。

次に、3番目の国庫支出金158万4,000円でございますが、消防の明野分署と結城南出張所のアスベスト除去工事に伴う国庫補助でございます。

次に、4番目の県支出金3,543万5,000円ですが、県西総合公園の委託金3,481万円と消防のボランテ

ィア指導員による応急手当普及啓発事業補助金62万円などがございます。減額となった65万円余りは、公園の委託金と消防ボランティア補助等でございます。

5番目の財産収入34万2,720円は、当組合所有地の貸付収入でございます。

6番目の繰越金2億9,154万円余りは、前年度の繰越金でございます。

7番目の諸収入1億9,173万円でございますが、各施設の雑入や預金利子等で、予算対しまして3,580万円余りの増額となっています。増額の主なものとしましては、環境センターの鉄くずなどの売却代3,269万円、広域消防の北関東自動車道支弁金481万円、預金利子159万円、県西総合公園の施設利用収入67万円などがございます。なお、遊湯館の自動販売機の販売手数料103万円の減、職業訓練センターの緊急雇用対策訓練講座の中止によります収入減が292万円ほどございました。

それと、諸収入の欄の決算額の右隣に不納欠損額37万5,201円が記載されておりますが、これはペットボトルの売却業者が倒産し、会社更生法が適用されまして、19年度に未収となつていました49万4,494円の一部、11万9,748円が弁済され、収入となっておりますが、残金37万5,201円は、弁済免除となったことによりまして、今後収入として見込めませんので、不納欠損額として処理したものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳出の決算状況でございます。一般会計目的別歳出決算額の表でご説明いたします。歳出合計では、予算現額60億5,166万1,000円、決算額58億7,762万222円、執行率97.1%、不用額1億7,404万円余りとなっております。歳出につきましては、予算に対する不用額の内容でご説明いたします。

まず、1番目の議会費でございますが、不用額が48万円余りで、特別委員会の研修会を見合わせたことによるものなどがございます。

2番目の総務費でございますが、事務局の人件費や事務費、筑西遊湯館の運営費などで990万円余りの不用額となっております。主なものとしましては、人事異動や期末手当の加算給の減額などによります人件費の減、消耗品の節約や入札差金などで節減されたものであります。

3番目の土木費でございますが、県西総合公園の運営費で、不用額374万3,000円で、人事異動や期末手当加算給の減額などによる人件費の減で229万円、入札差金などで98万円であります。

4番目の衛生費でございますが、小児救急医療事業、病院群輪番制事業、環境センターやきぬ聖苑の運営費などで、不用額8,757万9,000円となっております。主なものとしましては、環境センターのし尿関係で、工業薬品類の削減や工事費の入札差金などで765万円、ごみ処理関係経費で工業薬品類や委託料の契約差金、節電などで7,270万円、きぬ聖苑では一時期灯油価格の高騰によりまして、増額補正をお願いしておりましたが、その後価格が下がったということなどによりまして、燃料費の減や委託料の差金などで586万円ほどが削減されております。

5番目の消防費でございますが、5,378万5,000円余りの不用額となっております。主なものとしましては、退職者の増、地域手当や役職加算給が減額されたことによる人件費の減で4,157万円、車両用

燃料代減などで548万円、備品購入などの契約差金などで436万円ほどでございました。

6番目の労働費でございますが、職業訓練センターの運営費で、不用額が1,254万6,000円余りでございます。人事異動によります人件費の減で920万円、それに委託料の減297万円などでございます。

7番目の公債費でございますが、決算額14億4,535万円余りとなっておりますが、筑西遊湯館、環境センターのし尿、ごみ両施設、火葬場、消防庁舎などの建設債、それに救急車、ポンプ車などの車両債等でございます。なお、平成20年度末の組合債残高としましては、104億4,960万円となっております。

8番目の予備費は、未執行となっております。

以上が一般会計の決算状況の概要でございます。

続きまして、8ページから19ページまでは各項目ごとに利用状況などを記載した資料を掲載しておりますが、これにつきましては、大変恐縮ですが、説明を省略させていただきます。

次に、20ページをお開き願いたいと思います。特別会計になります。まず、筑西ふるさと市町村圏特別会計でございます。上段の表、収支状況でございますが、20年度の歳入総額1,575万6,527円、歳出総額864万5,458円、歳入歳出差引額711万1,000円余りでございます。

歳入の主なものとしましては、下の表で歳入決算額をご覧いただきたいと思います。1番目の財産収入273万1,000円は、筑西ふるさと市町村圏基金2億円で、国債2本を購入しました利子250万円と情報ネットワーク整備基金の利子23万円でございます。

3番目の繰越金1,299万2,000円は、前年度の繰越金で、4番目の諸収入3万2,000円は、預金利子などでございます。

次に、歳出の状況でございますが、22ページをお開き願います。22ページの主要施策の事業内容及びその効果で①から③の内容でご説明いたします。決算額としましては、864万5,458円となっております。

まず、①の筑西広域イベントで約440万円の決算となっております。この中で「やっぺえ」を11月23日に10周年記念として開催し、好天にも恵まれまして、3万人の来場者でにぎわったところでございます。

②の広報紙「ちくせい」の発行でございますが、筑西広域関係の情報紙として年3回圏域内全戸に配布をしまして、320万円の決算でございました。

③の組合ホームページ更新では、49万円の決算で、福祉センターあまびきの観光マップなどを更新しております。

以上が平成20年度の筑西広域の一般会計と筑西ふるさと市町村圏特別会計の決算の概要でございます。

老人福祉事業特別会計につきましては、この後、老人福祉センターあまびきの支配人よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、老人福祉事業特別会計について、沼田老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 沼田重夫君登壇〕

○老人福祉施設等支配人（沼田重夫君） 平成20年度の老人福祉事業特別会計の歳入歳出決算について説明を申し上げます。

主要施策説明書の23ページをお開き願いたいと思います。中段の表をご覧くださいと思います。20年度の歳入総額は1億2,911万969円、歳出総額は1億1,749万5,288円、差引額は1,161万5,681円で、前年度と比較いたしますと377万6,347円の増でございます。

次に、歳入決算状況ですが、下の歳入決算額の表により説明をいたします。科目の1、分賦金ですが、予算現額、決算額とも同額でございます。

2の使用料及び手数料が減の51万4,300円、3の諸収入が同じく減の464万7,065円となりまして、これらは利用客の減によるものでございます。25ページに利用状況の表がございますけれども、前年度と比較いたしまして、宿泊で109人の減、休憩で1,174人の減、合計で1,283人の減となっております。

前に戻りまして、4の繰越金773万9,334円の増でございます。

歳入合計は予算現額が1億2,653万3,000円に対しまして、決算額1億2,911万969円で、257万7,969円の増でございます。

次のページをお願いいたします。2の歳出決算状況ですが、下に目的別歳出決算額の表がございます。歳出合計、予算現額1億2,653万3,000円に対しまして、決算額1億1,749万5,288円で、不用額が903万7,712円でございます。不用額が大きいのは、総務費でございます。863万7,392円、その主なものは職員の人件費でございます。618万9,172円が人件費でございます。20年度から支配人が職員から嘱託にかわったための差額でございます。それに需用費ですが、原油の高騰によりまして、昨年の補正予算で燃料費と賄材料費を増額させていただきました。しかし、その後単価が下がりました関係で、約100万円の不用額が出たものでございます。

次に、25ページをお願いしたいと思います。性質別決算額ですが、人件費が6,849万1,000円、全体の58.2%、これは職員の給与費でございます。物件費が4,859万1,000円、全体の41.4%、主なものは賄材料費、それから光熱水費等でございます。

3番目の主要施策の事業内容及びその効果ですが、接客サービスの向上や衛生管理の徹底に努めるとともに、顧客の確保を図るために、ダイレクトメール等によりまして、忘・新年会及び法事等のPR活動を展開いたしました。下に月別のあまびきの利用状況の表がございますが、これにつきましては、ご参照をいただきたいと思います。

次に、26ページをお願いしたいと思います。公債費の状況ですが、アスベストの除去工事にかかりますところの民生債を平成18年度に510万円を借り入れいたしました。20年度は利子償還のみでございましたけれども、元金の償還は平成21年度からになります。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、橋本位知朗監査委員より報告を願います。

〔監査委員 橋本位知朗君登壇〕

○監査委員（橋本位知朗君） ただいま議長より指名がありましたので、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された平成20年度の歳入歳出決算、その他政令で定める書類について審査を済ませたので、その結果について別紙のとおり中田監査委員とともに意見を提出するものであります。

審査の対象は、平成20年度の筑西広域市町村圏事務組合一般会計、筑西ふるさと市町村圏特別会計並びに老人福祉事業特別会計歳入歳出決算の3会計であり、総収入済額が63億851万円余りに対し、総支出済額が60億376万円余りであります。実質収支は3億475万円余りでございます。

審査は、平成21年7月28日と7月29日の2日間であり、筑西広域市町村圏事務組合消防本部会議室において実施いたしました。

審査方法は、審査に付された決算及び証書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の歳入簿、歳出簿、その他関係帳簿類と照合し、さらに関係職員から説明を求めながら、決算計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査を実施いたしました。

審査に付された決算及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても適正かつ妥当なものと認めたところであります。

なお、決算の概要については、別冊の20年度決算主要施策説明書のとおりであります。審査の過程で感じた点について、意見を述べたいと思います。

初めに、経費節減を主眼とした予算執行に努め、不用額を確保したことについて評価するものであります。しかしながら、依然として構成3市の財政は厳しい状況であることから、今後も備品及び原材料等の購入、委託業務あるいは施設修繕並びに工事等の発注に関しては、常に適正価格の確保に努めていただきたいと思います。

筑西遊湯館の運営につきましては、イベントの実施、運動プログラムの充実、女性専用エステの導入等により利用者の確保努力が図られております。水質管理には細心の注意を払い、メンテナンス費用の面でも最善の努力をお願いするものであります。

県西総合公園につきましては、新たな遊具の設営やターゲットバードゴルフ場の開設により利用者が増加しています。ターゲットバードゴルフ場については、今後も競技の普及、PRに努め、一層の利用促進をお願いするものであります。

環境センターについては、灰溶融スラグの利用を、構成3市や茨城県に積極的に働きかけ、道路改

良工事等への使用を進め、ひいては最終処分費用の削減に努めていただきたいと思います。また、施設の維持・改修工事、業務委託等に多額の経費を要することから、今後も適正費用での維持管理に努めていただきたいと思いますと考えます。

きぬ聖苑については、快適な環境づくりが図られております。会葬者の立場に立った運営、受付窓口のサービス向上など、今後も引き続き努力していただきたいと思います。

消防本部においては、配置基準以下の少人数体制で災害から圏域住民を守るための消防行政に取り組んでいることを評価するものであります。さらに、今後も関係機関との連携強化を図り、災害の低減のために、圏域住民に対する防災対策に努めていただきたいと思います。

筑西地域職業訓練センターにつきましては、利用者が減少傾向にあることから、講座の再考を願うとともに、時代を先取りした事業展開を望むものでございます。

筑西ふるさと市町村圏特別会計につきましては、基金運用益が少なくなる状況にあるものの、今後も引き続き広報紙の発行、広域イベントの充実を図り、筑西広域圏の魅力化の創出に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、老人福祉センターあまびきについてであります。経営については、引き続き厳しい状況にあると思われませんが、快適なサービスを提供されるよう職員一丸となって努力していただきたいと思います。そして、所期の目的は果たされたと考えますので、今後施設のあり方については、検討委員会で十分協議されるよう要望するものでございます。

詳細につきましては、監査意見書を参照していただき、概略であります。監査委員の意見とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

14番、秋山恵一君。

〔14番 秋山恵一君登壇〕

○14番（秋山恵一君） 質問をさせていただきます。

初めに、中田市長さん、このたびはご当選誠におめでとうございます。さらなるご活躍と、大いに期待申し上げます。

さて、新型インフルエンザが猛威を振るうという季節に入ってきました。6月当初の厚労省の発表では、全国で2,500万人が新型インフルエンザに、つまり5人に1人がかかるだろうとの発表でありました。それから4カ月たった今月に入りまして、やっと7,700万人分のワクチンが確保できたとの報に、既に数十人が亡くなっているところから、対策の遅れは否めないものの、ほっと安堵したところでもあります。7,700万人分のワクチンのうち、国産は2,500万人分だそうで、残りの5,200万人分はスイスを中心とした近隣諸国からの温かい輸入だそうであります。国内に100社近い製剤会社がありますが、指示が後手後手となったせいも、研究に一生懸命努力はしているものの、今月に入ってやっと

4社がワクチンの製造に取り組むことができ、国内の約5,000万人分足りない分が今急ピッチでつくられているとのことであります。

しかしながら、懸念も1点あります。1回で効くのか、体質によっては2回必要なのかというのがまだだろーう運転でありますので、お国といたしましても、順番を決めて、1番はドクター、ナース、救急隊員、2番は心臓疾患やぜんそくの持病の方、3番が就学前、1歳から6歳までのお子たち、4番が乳児の母及び家族など、まだまだ順番はかなりと続くわけではありますが、健康な我々のところに年内に回ってくるのか、年明けてからでは、今度はかかった状態でワクチンが必要なのか、それ以上悪化しているのかという危惧もいたしております。

環境センターで廃棄物が今撤去されております。当初上層部の土壌検査をいたしましたところ、11ナノグラム、環境省の基準値が3ナノグラムであります。11ナノグラムというのは、生物、作物、ひいては人体にまで甚大な被害を及ぼすということで、大騒ぎする寸前までいきましたが、撤去するところ全部を土中深くまで土壌検査したところ、2.7ナノグラムと、つまり環境省の安全基準3以内ということになり、安全ということが証明され、受け入れ側の米沢市でも快く同意をしてくれて、今搬出作業が行われているわけではありますが、前回の議会では10年、今回の議会では16年ということで、これは財政の逼迫の中から、我々も理解できなくはございませんが、今ここに立ったのには、私の事務所が川島にあるせいか、話しやすいせいか、ここ2カ月余りで23人、地元住民はもとより、近隣住民、鬼怒川の漁業組合等やら、オンブズマンらしき、またはNPO法人らしき人たちから、時には1時間、時には2時間、3時間といろいろな質問、心配事が聞かされ、これは立たざるを得ないなというところで、お疲れのところ恐縮ですが、最後に質問をさせていただいているような次第であります。

彼らの話を総括的にまとめますと、撤去されているところは2.7ナノグラムで安全であるという証明ができ、これは安心いたしておりますが、ダイオキシン類がその周りに拡散していないのだろうか。いろいろな浸出液といいますか、漏出していないのだろうか。つまり雨水やらなどで鬼怒川にしみ込んだり、地下水にしみ込んだりなどはしていないのだろうか。そういう検査はいつしてくれるのだろうか、しないのだろうか。しないとした場合には、我々は不安の上に10年もこれからその先も生活しなくてはいけないのだろうかというような質問で、ぜひ検査をしていただきたいということでもあります。

そこで、私も環境センターをつくる以前のことが思い起こされました。平成10年から12年ごろにかけてまして、ハウレンソウでは有名な所沢市、ここで同じような騒ぎがありまして、大丈夫だ、大丈夫ではない、押し問答の末、市民団体が裁判沙汰まで起こすような騒ぎになり、検査しましたところ、ベトナムで米軍が使われた枯葉剤のような成分が出てきた。なぜその成分ができたかということとは分かっていない。しかしながら、所沢のハウレンソウは、また野菜はという、食べられないというような風評被害が全国的に広がり、えらい騒ぎとなり、補償問題が莫大なお金となり、所沢市ではとても対応できず、お国に泣きついて、環境省、国交省、厚労省、すべての団体で特別緊急対策費として金額は記憶が今ないのでありますが、数十億円だったのかなと、そういう騒ぎが起きる前に、周りを検

査してあげて、そして安全・安心を地域住民の方々に与えるのも我々議員としても、また首長さんを筆頭とする当局の責務ではないのかなと。「転ばぬ先のつえ」という表現があたるかどうか分かりませんが、拡散しているのかな、しみ込んでいるのかな、押し問答しているうちに所沢の二の舞になってはどうなのかな。

そして、お国としてもこういう問題が、所沢の問題みたいなことがこれからどんどん起きては、国としてもこれは参ってしまうということで、3,368市町村すべてに辞令を出して、検査基準値を与えて、そしてだめなところは建て替えなさいということで、平成13年ぐらいからそういう処理場の建設ラッシュが起きて、我が組合でも13年から14年にかけて建て替えたものと記憶もいたしております。安全基準に気を使ってというか、新しくつくったところでも煙突をつくり直したり、また防水シートを張ったり、擁壁をつくったり、それから水を1カ所に集めるような、今はそういう性能のいいものもあるようであります、それでポンプアップをして、水を浄化して、それから河川に放流するというような対策が平成12年ぐらいから13年にかけてお国から指示があり、全国的にそれから5年、7年ぐらいはそういうラッシュが続いたと記憶いたしております。

そして、今こういう厳しい財政の中、運搬事業でさえ、搬出作業でさえ10年が16年になるような状況の中で、私もそういうことはよく存じ上げている議員の一人として、ただただやってほしいからという住民の声をやっってくださいと伝えるだけでは、これでは伝書バトです。それで、それなりに環境省関係の知り合いのところまで訪ねていき、いろいろな角度から質問をさせていただきましたところ、市民の安全・安心のための対策事業というのは、環境省の中の交付事業にあたるのだそうであります。ということは、今私が申し述べたようなことを環境省に申し伝えれば、環境省のほうから見に来て、ああ、なるほどと、これでは周りも心配なのは当然だという認定がいただければ、交付事業でありますから、地元負担というものはほとんどないということで、検査もできる。さらに、検査をして、悪い土壌、3ナノグラム以上の部分があった場合には、先ほど申し述べたような工事を行うことにおいても、交付事業の一環、環境省の交付事業の一環の中にそれも組み込まれますので、それもやっただけということであれば、これが2、3年で済むのであれば、このような話は私も持ってきませんし、そういう声がどんどん集まってきたとしても、微力ながら私の器量でとめて、もう少し待ってくれで押しとどめることはできましたが、10年以上となると、23名から来た人間、今はとめてあります。騒ぐな、待ってくれ、努力するよ。うちの議会も何とかトンボではないのだ。一生懸命皆様方のためにやりますからということでお話を申し上げた手前、私もここに立たざるを得ない。また、お国まで何度も訪ねていき、調べた結果、やっとなかなか環境省のほうでも交付事業ですから、やはりお国も厳しいですから、二つ返事ではイエスという言葉は聞けませんでした。恩師やら、知人、友人など介して、いろいろな角度から申し上げましたところ、きちっとでは組合として首長さん及び当局としてちゃんとした陳情書というか、嘆願書というか、いうものをお訪ねいただければ、いろはにほへとも教えますから、それでではきちっとしましよと。そして、安全・安心な地域だということをお

さんに与えましょうというようなことでありました。そういうことに関しまして、当局ではいかがお考えかとお尋ねいたし、質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（榎戸甲子夫君） 秋山恵一君の1回目の質疑に答弁願います。

櫻井事務局長。

〔事務局長 櫻井 篤君登壇〕

○事務局長（櫻井 篤君） 秋山議員さんの質疑にご答弁申し上げます。

埋立廃棄物敷地周辺の環境問題、それとその対策ということでのお尋ねと思います。質問の中でご指摘がありましたように、埋立廃棄物の処理の敷地内でのダイオキシン類等の調査、分析は行ってございまして、特に問題はないという結果が現在のところ出されております。ただ、その埋立処分地の敷地外につきましては、少なくともここ数年間はそのような調査等を行っていないという現状にあります。ただ、平成16年度から20年度までにつきましては、環境センターときぬ聖苑の2カ所で、それと19、20年度につきましては、ごみ処理施設とし尿処理施設の井戸水を水質分析をしております。その中で、水道法に基づきます水質基準に関する省令というのが50項目くらいあるということなのですが、その項目には水質分析の結果、異常はないという結果が出されております。

それと、お尋ねの主な対策ということで、国の制度等のご紹介もいただいたところでございますが、当然周辺住民の皆さんの生活環境、周辺環境の保全というのは非常に大切なことでございますので、今後十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） 17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） 時間も大分過ぎましたので、一般質問のときのといろいろ問題が重なるところもありますが、余りダブらないようにして、一言簡単に質問したいのですが、ちょっと気になるのは、救急出場件数で20年度は6,916件あったと、これは救急出場は急病患者とか、いろいろな災害の患者とか、いろいろ交通事故とか、そういったものについてのその搬送先というのは、それぞれの搬送先、主なところでいいですから、ちょっとお尋ねしたいと。

○議長（榎戸甲子夫君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

大和田消防長。

〔消防本部消防長 大和田邦一君登壇〕

○消防本部消防長（大和田邦一君） 鈴木議員さんのご質問にお答えします。

平成20年度の救急搬送の主な搬送先でありますけれども、搬送人員6,415名の中で、筑西市民病院に

419名、協和中央病院に1,382名、結城病院に333名、城西病院に698名、県西総合病院に577名、これが輪番5病院の搬送状況でございます。さらに、県外としまして、自治医科大学病院、これにつきましては714名、さらに広域圏外であります筑波メディカルセンター病院に323名の搬送状況でございます。以上でございます。

○議長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（榎戸甲子夫君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（榎戸甲子夫君） 次に、日程第7、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（榎戸甲子夫君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（榎戸甲子夫君） 以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 4時03分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成21年10月28日

議 長 榎 戸 甲 子 夫 ㊟

署 名 議 員 仁 平 正 巳 ㊟

署 名 議 員 橋 本 位 知 朗 ㊟